

【訂正情報】

商品コード：110-9018

ISBN：9784800590183

決定版 英文契約書

◎本書の記述において下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【2023年11月24日現在】

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                  | 修正前  | 修正後   |
|-------------|-----------------------|--|---|
| 修正          | xii                   | ノンブル「xii」  | ノンブル「xii」を削除  |
| 正誤          | 6頁下から1～3行目<br>例文1（英文） | This Agreement is made and entered into this 12th day of May, 202_, between John Keats & Co. Ltd. of _____ and TSPAL Corporation _____ .   | This Agreement is made and entered into this 12th day of May, 202_, between John Keats & Co. Ltd. of _____ and TSPAL Corporation <b>of</b> _____ .  |
| 正誤          | 8頁1～2行目<br>例文1（解説文）   | なるし、予定の調印日が、郵送期間の差や、代表者の都合で <b>調印予定日</b> がずれることもあろう。   | なるし、予定の調印日が、郵送期間の差や、代表者の都合でずれることもあろう。   |
| 正誤          | 9頁<br>例文2（和訳）1文目      | 英国 _____ ロンドン、クイーン・エリザベス通り _____ 番地にその主たる事務所を有する英国法人のジョン・キーツ株式会社（以下、「キーツ」と呼ぶ）と、米国カリフォルニア州パロアルト市 _____ に主たる事務所を有するカリフォルニア州法人（以下、「TSPAL」という）との間に、202_年5月12日（「発効日」）づけで締結された本契約は、以下を証明するものである。 | 英国ロンドン、クイーン・エリザベス通り _____ 番地にその主たる事務所を有する英国法人のジョン・キーツ株式会社（以下、「キーツ」という）と、米国カリフォルニア州パロアルト市 _____ に <b>その</b> 主たる事務所を有するカリフォルニア州法人の <b>TSPAL株式会社</b> （以下、「TSPAL」という）との間に、202_年5月12日（「発効日」）づけで締結された本契約は、以下を証明するものである。 |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                   | 修正前   | 修正後   |
|-------------|------------------------|---|---|
| 正誤          | 9頁<br>例文2（和訳）2文目       | キーツは、本契約に詳細を規定する、暫定的に「_____」および「_____」というタイトルの映画作品（以下、「本映画作品」という）を、制作し、そのすべての権利を保有し、管理するものであり、本契約に規定する条件に従って、本契約に規定する許諾地域（以下「許諾地域」という）内で、 <b>独占的なディストリビューターに指定し、許諾地域内で、本絵</b> 映画作品を独占的に配給するライセンスを許諾したいと希望しており、TSPALは、本契約の条件に従って、 <b>本</b> 許諾地域内で、本映画作品を配給（ <b>する販売</b> ）する <b>権利</b> を取得したいと希望している。 | キーツは、本契約に詳細を規定する、暫定的に「_____」および「_____」というタイトル <b>がつけられた</b> 映画作品（以下、「本映画作品」という）を、制作し、そのすべての権利を保有し、管理するものであり、 <b>TSPALを独占的なディストリビューターに指定し、</b> 本契約に規定する条件に従って、本契約に規定する許諾地域（以下「許諾地域」という）内で、許諾地域内で、本映画作品を独占的に配給（ <b>販売</b> ）するライセンスを許諾したいと希望しており、TSPALは、本契約の条件に従って、許諾地域内で、本映画作品を配給する <b>ライセンス</b> を取得したいと希望している。 |
| 修正          | 11頁下から4～5行目            | 以上、合意した事項の証として、本契約当事者は、本書冒頭に記載した日付 <b>け</b> にて正当に本契約書を調印させ、その会社の捺印を貼附させた。   | 以上、合意した事項の証として、本契約当事者は、本書冒頭に記載した日付にて正当に本契約書を調印させ、その会社の捺印を貼附させた。   |
| 修正          | 12頁7行目                 | 以上、本契約 <b>書</b> 当事者は、本契約書を本書冒頭に記載の日付にて調印せしめた。   | 以上、本契約当事者は、本契約書を本書冒頭に記載の日付にて調印せしめた。   |
| 正誤          | 12頁11行目                | 以上、本契約当事者は、本書冒頭に記載の日付にて調印せしめた。  | 以上、本契約当事者は、 <b>本契約書</b> を本書冒頭に記載の日付にて調印せしめた。  |
| 正誤          | 14頁最終行<br>例文4（和訳）      | 第三者に影響する事態の発生により、…  | 第三者の <b>義務の履行</b> に影響する事態の発生により、…   |
| 正誤          | 15頁2行目<br>例文4（和訳）      | 対し、責任を <b>追</b> わないものとする。…  | 対し、責任を <b>負</b> わないものとする。…  |
| 正誤          | 15頁下から2～3行目<br>例文4（解説） | …（under this Agreement は「本契約のもとにおける <b>義務</b> 」「本契約上の <b>義務</b> 」などとも訳す）。   | …（under this Agreement は「本契約のもとにおける」「本契約上の」などとも訳す）。   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                    | 修正前  | 修正後  |
|-------------|-------------------------|--|--|
| 正誤          | 17頁3～5行目<br>例文5（和訳）     | いずれの当事者（「影響を受けた当事者」）も、本契約上の義務の履行または違反の是正が、天災 <b>事</b> 変、火災、自然災害、資材の不足、疫病または、影響を受けた当事者の制御を超える他の事由（「不可抗力」）により遅延または妨げられた場合は、 <b>その限度において</b> 、本契約の不履行とみなされないものとする。… | いずれの当事者（「影響を受けた当事者」）も、本契約上の義務の履行または違反の是正の <b>試み</b> が、天災 <b>地</b> 変、火災、自然災害、資材の不足、疫病、または影響を受けた当事者の制御を超える他の事由（「不可抗力」）により遅延または妨げられた場合は、本契約の不履行とみなされないものとする。… |
| 正誤          | 17頁下から9～10行目<br>例文5（解説） | …米国での9.11事件や日本の東日本大震災などのような企業の存続 <b>存続</b> そのものが危ぶまれ、…   | …米国での9.11事件や日本の東日本大震災などのような企業の存続そのものが危ぶまれ、…  |
| 修正          | 17頁下から4行目<br>例文5（解説）    | …promptly（すみやかに）…  | …promptly（すみやかに・ <b>迅速に</b> ）…   |
| 正誤          | 20頁8行目<br>例文6（和訳）       | …_____（国 <b>の</b> ）すべての…   | …_____（国） <b>の</b> すべての…   |
| 正誤          | 21頁10～11行目              | …「Implied Warranty of Fitness for a Particular Purpose（特定目的に対する適合性保証）」…  | …「Implied Warranty of Fitness for a Particular Purpose（特定目的に対する適合性 <b>に関する黙示</b> 保証）」…   |
| 正誤          | 21頁下から9～10行目            | …商品用途には「 <b>特別な用途</b> （Particular Purpose）」のほかに「一般的な用途（ <b>Fitness for an Ordinary Purpose</b> ）」があるが、…  | …商品用途には「 <b>特定の用途</b> （Particular Purpose）」のほかに「一般的な用途（Ordinary Purpose）」があるが、…  |
| 正誤          | 22頁8行目<br>例文7（英文）       | …tested <b>and</b> maintained and operated…  | …tested, maintained and operated…  |
| 修正          | 22頁下から10行目<br>例文7（和訳）   | …本製品がELNOXによって正常な方法で、受領され、…  | …本製品がELNOXによって、正常な方法で受領され、…  |
| 正誤          | 22頁下から7行目<br>例文7（和訳）    | …排他的なものであり、法 <b>例</b> 上書面、口頭あるいは、  | …排他的なものであり、法 <b>令</b> 上、書面、口頭あるいは、   |
| 正誤          | 23頁13行目<br>例文7（解説）      | …（WRITTEN（書面）、ORAL（口頭）、またEXPRESS（明示のもの）、   | …WRITTEN（書面）、ORAL（口頭）、またEXPRESS（明示のもの）、  |
| 正誤          | 24頁15行目<br>例文8（タイトル）    | …（コンピュータソフトウェアのライセンス取引）  | …（コンピュータソフトウ <b>エ</b> アのライセンス取引）   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                     | 修正前   | 修正後   |
|-------------|--------------------------|---|---|
| 正誤          | 24頁最終行～25頁1行目<br>例文8（和訳） | TSPALは、ELNOXが、変更または、完全に取り除くことが無理なことをだれもが、知っている、バグ（欠陥）の修理に関する提案を、TSPALに…                       | TSPALは、変更または、完全に取り除くことが無理なことをだれもが知っている、バグ（欠陥）の修理に関する提案を、ELNOXがTSPALに…                               |
| 正誤          | 25頁7行目<br>例文8（和訳）        | …商品性保証および特定の用途への適合性を…   | …商品性保証および特定の用途への適合性保証を…   |
| 正誤          | 26頁下から14行目<br>例文9（和訳）    | 第__条 ソフトウェア製品に関する表明・保証  | 第__条 ソフトウエア製品に関する表明・保証  |
| 正誤          | 26頁下から15～17行目<br>例文9（和訳） | TSPALが本ソフトウェア製品の全部に対するすべての権利、所有権（権原）、権益ならびに本ソフトウェア商品に関連する一切の商標、ロゴ、トレードシークレット（営業秘密）、及び財産権を所有し、 | TSPALは、TSPALが本ソフトウェア製品の全部に対するすべての権利、所有権（権原）、権益ならびに本ソフトウェアに関連する一切の商標、ロゴ、トレードシークレット（営業秘密）、および財産権を所有し、 |
| 正誤          | 26頁最終行<br>例文9（解説）        | possessesは「占有している」「支配している」ことを指す、…   | possessesは「占有している」「支配している」ことを指す。…   |
| 正誤          | 31頁3行目<br>例文11（和訳）       | 重大な違反が発生した場合、違反をしていない当事者は、…   | 重大な違反が発生した場合、違反をおかしていない当事者は、…   |
| 正誤          | 31頁11～13行目<br>例文11（解説）   | 本例は、「違反をしていない当事者が解除できる」という公平な規定である。ここでは、重大な契約違反（material breach）があっても、違反をしていない…               | 本例は、「違反をおかしていない当事者が解除できる」という公平な規定である。ここでは、重大な契約違反（material breach）があっても、違反をおかしていない…                 |
| 正誤          | 31頁下から3行目<br>例文11（解説）    | …本例では治癒（是正）期間を20 <span style="color: blue;">歴</span> 日として                                     | …本例では治癒（是正）期間を20 <span style="color: red;">曆</span> 日として  |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                      | 修正前  | 修正後   |
|-------------|---------------------------|--|---|
| 正誤          | 32頁最終行～33頁5行目<br>例文12（和訳） | 本契約により売主によりLYNXに引き渡された製品が、欠陥品または、本契約に規定する仕様あるいは、他の条件に実質的に相違があることが判明したときは、LYNXは、LYNXの権利のいずれも、全般的に損なうことなく、本契約のもとで引き渡された不適合製品を、新しい適合製品と売主の費用で取り替えるように請求し、または、本契約の一部または、全部を解除できるものとする。 | 本契約により売主によりLYNXに引き渡された製品が、欠陥品、または本契約に規定する仕様、あるいは他の条件に実質的に相違があることが判明したときは、LYNXは、LYNXの権利のいずれも全般的に損なうことなく、 <b>その随意の選択により</b> 、本契約のもとで引き渡された不適合製品を、新しい適合製品と売主の費用で <b>ただち</b> に取り替えるように <b>売主に</b> 請求し、または、本契約の一部または全部を解除 <b>する権利を留保するものとする。</b> |
| 修正          | 36頁下から6行目<br>例文14（和訳）     | より、達成されたかを問わず、…  | より達成されたかを問わず、…  |
| 正誤          | 37頁下から12行目<br>例文14（解説）    | …全額をただちに支払わなくなる。…  | …全額をただちに支払わな <b>ければなら</b> なくなる。…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                   | 修正前  | 修正後  |
|-------------|------------------------|--|--|
| 正誤          | 39頁3～14行目<br>例文15 (和訳) | <p>本契約で許諾された「ティファニー・アンド・セリーヌ」商標ならびに本製品を製造するための特許およびノウハウの使用許諾の対価として、ELNOXはTSPALに対して、本契約に規定する各年度のためのミニマム・ロイヤルティを次のとおり、支払うものとする。</p> <p>(1) 商標使用の許諾に対するミニマム・ロイヤルティ：800,000 米ドル (80万米ドル)</p> <p>(2) 特許・ノウハウ使用のためのミニマム・ロイヤルティ：400,000 米ドル (40万ドル)</p> <p>(上記に加え) 本契約により許諾を受けた商標ならびに特許・ノウハウのライセンスの対価として、ELNOXは、TSPALに対し、契約各年度において、本契約に定める準販売額が _____ 米ドルを超えた分に対して5%の追加ロイヤルティを支払うことに合意する。</p> | <p>本契約で許諾を受けた「ティファニー・アンド・セリーヌ」商標ならびに本製品を製造するための特許およびノウハウのライセンスの対価として、ELNOXはTSPALに対して、本契約に規定する各年度のためのミニマム・ロイヤルティを次のとおり、支払うものとする。</p> <p>(1) 商標使用の許諾に対するミニマム・ロイヤルティ：800,000 米ドル (80万米ドル)</p> <p>(2) 特許・ノウハウ使用のためのミニマム・ロイヤルティ：400,000 米ドル (40万米ドル)</p> <p>(上記に加え) 本契約により許諾を受けた商標ならびに特許・ノウハウのライセンスの対価として、ELNOXは、TSPALに対し、契約各年度において、本契約に定める純販売額が _____ 米ドルを超えた分に対して純販売額の5%の追加ロイヤルティを支払うことに合意する。</p> |
| 正誤          | 40頁下から3行目<br>例文16 (和訳) | ELNOXが販売店契約に…  | ELNOXが本販売店契約に…   |
| 修正          | 41頁下から8行目<br>例文17 (和訳) | …国・地域で製造された製品は、…   | …国・地域で製造された製品が、…   |
| 正誤          | 43頁7～9行目<br>例文18 (和訳)  | …ただし、上述パラグラフは、ELNOXが知るに至った時点ですでに公知になっていた情報あるいは、それ以降に、ELNOXによる違反なしに、…   | …ただし、上述のパラグラフは、ELNOXが知るに至った時点ですでに公知になっていた情報あるいは、それ以降に、ELNOXによる本条に示す義務の違反なしに、…  |
| 正誤          | 44頁下から4行目<br>例文19 (和訳) | …書面によるいっさいの通信、了解、合意…   | …書面によるいっさいの通信、表明、了解、合意…  |
| 正誤          | 46頁下から11行目             | …ライセンサー、サプライヤー、…   | …ライセンサー、サプライヤー、…   |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                      | 修正前   | 修正後   |
|-------------|---------------------------|---|---|
| 正誤          | 50頁最終行～下から8行目<br>例文21（和訳） | 第__条 契約不履行<br>第__条に定める期限利益喪失事由の発生の場合には、貸主は、借主に対し、書面による通知を与えることにより、(i) ただちに（それ以降）融資（約束）を終了したと宣言し、さらに、(ii) その時点において借主が本消費貸借契約のもとで負担している負債全額について、ただちに期限が到来し、支払い義務があることを宣言できるものとし、それには、その後のいかなる追加通知または他の手続を不要とし、そのような手続の請求権は、本条により、明示的に借主によって放棄される。 | 第__条 期限の利益の喪失<br>第__条に定める期限利益喪失事由の発生の場合には、貸主は、借主に対し、書面による通知を与えることにより、(i) ただちに（それ以降）融資（約束）を終了すると宣言し、さらに、(ii) その時点において借主が本消費貸借契約のもとで負っている負債全額について、ただちに期限が到来し、支払い義務があることを宣言できるものとし、それには、その後のいかなる追加通知または他の手続も不要とし、そのような手続の請求権は、本条により、明示的に借主によって放棄される。 |
| 正誤          | 51頁10行目<br>例文22（和訳）       | …こえた分について、10万米ドルの整数倍の金額について、（期限）…   | …こえた全部または一部について、10万米ドルの整数倍の金額で（期限）…   |
| 正誤          | 52頁2～4行目<br>例文23（和訳）      | サウス・バレー・ペアズ映画社（「本販売店」）は、本契約締結日から7年間、日本語版と英語版のソフトウェアを、販売地域で、販売する権利を有するものとする。   | 第__条 ソフトウェア製品の販売権<br>サウス・バレー・ペアズ映画社（「本販売店」）は、本契約締結日から7年間、日本語版と英語版のソフトウェア製品を、販売地域で、販売する権利を有するものとする。  |
| 正誤          | 52頁下から5～8行目<br>例文24（和訳）   | 富士ーコンラッド社（以下「本売主」という）は、第__条の規定に基づき、罰金でなく、約定損害賠償額として、第__条に従って算出された金額（「約定損害賠償額」という）をただちに支払を受ける権利を有するものとする。  | 富士ーコンラッド社（以下「本売主」という）は、罰金でなく、約定損害賠償額として、第__条に従って算出された金額（「約定損害賠償額」という）を支払う権利を有するものとする。   |
| 正誤          | 52頁下から4行目<br>例文24（和訳）     | …（以下「発注者」）は、かかる…  | …（以下「発注者」）は、第__条に従って、かかる…   |
| 正誤          | 54頁10行目<br>例文25（和訳）       | …ライセンサーの書面による事前の同意なしには、(i)  | …(i) ライセンサーの書面による事前の同意なしには、   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                         | 修正前  | 修正後   |
|-------------|------------------------------|--|---|
| 正誤          | 54頁13～15行目<br>例文25（和訳）       | 削除できず、または、（iii）本契約第__条に規定する輸入配給者のクレジットもしくは、ロゴの表示または、承認された著作権侵害の警告を除き、いかなる広告もしくは他の文言も本映画に含ませることは… | 削除できず、また、（iii）本契約第__条に規定する輸入配給者のクレジットもしくはロゴの表示、または、承認された著作権侵害の警告を除き、いかなる広告もしくは他の素材も本映画に含ませることは… |
| 正誤          | 55頁下から7行目<br>例文26（和訳）        | …いかなる当事者によっても、開発されない…  | …いかなる当事者によっても、許諾地域において利用されない…   |
| 正誤          | 55頁下から2行目～56頁1行目<br>例文26（和訳） | ただし、万一、劇場上映が実際には行われない場合は、ビデオグラム化権の開発を（最初の劇場上映の日から6か月待つというホールドバックの適用については、…                       | ただし、万一、劇場上映が上記の日までに行われない場合は、ビデオグラム化権の利用を最初の劇場上映の日から6か月待つというホールドバックおよび本契約上の他の規定の適用については、…        |
| 正誤          | 57頁11行目<br>例文27（和訳）          | …許諾地域で販売した許諾製品の…   | …許諾地域で製造、販売された許諾製品の…  |
| 正誤          | 57頁14～15行目<br>例文27（和訳）       | …特許がその特許有効期間の消滅あるいはライセンス許諾の終了により終了した場合、…   | …特許について、その特許有効期間の消滅した日、あるいはライセンス許諾の終了した日に、…   |
| 正誤          | 57頁16～18行目<br>例文27（和訳）       | TSPALに対し、本契約の有効期間中、毎年、第1回を本契約締結日から最初に迎えるカレンダーイヤー（暦年）の年末から数え60日以内、以降、暦年末の初日（1月1日）から60日以内に、        | TSPALに対し、本契約締結日から最初に迎えるカレンダーイヤー（暦年）以降、本契約の有効期間中、毎年、初日（1月1日）から60日以内に、                            |
| 正誤          | 58頁5～6行目<br>例文28（和訳）         | …条項に従って、300万米ドルの金額をLARA WHITEが指定するサンフランシスコの銀行に電信送金する…  | …条項に従って、取引完了時に300万米ドルの金額をLARA WHITEが指定するカリフォルニア州サンフランシスコの銀行口座に電信送金する…                           |



| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                      | 修正前  | 修正後   |
|-------------|---------------------------|--|---|
| 正誤          | 60頁最終行～下から6行目<br>例文29（和訳） | …による売り渡し、移転および譲渡の対価として、富士－コンラッド・コーポレーション（以下「買主」）は、売主に対し、クロージング時に、12億3,400万米ドルを、現金で、クロージングの日の3営業日前までに売主により書面による指示により指定されるニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行の口座に対する直ちに現金化する資金により電信送金により、支払われるものとする。 | …による買主への売り渡し、移転および譲渡の対価として、富士－コンラッド・コーポレーション（以下「買主」）は、売主に対し、クロージング時に、クロージングの日の3営業日前までに売主の書面による指示により買主に指定されるニューヨーク州ニューヨーク市に所在する銀行の口座に対し、現金12億3,400万米ドルを、ただちに現金化する資金で電信送金することにより支払うものとする。 |
| 正誤          | 64頁12行目<br>例文32（和訳）       | …法的に拘束力あることを…  | …法的に拘束力があることを…  |
| 修正          | 65頁13行目                   | Will   | will  |
| 修正          | 14頁最終行<br>例文4（和訳）         | Will   | will  |
| 正誤          | 67頁13～14行目                | …に基づき、許諾製品の総売上額の4%の額を、ロイヤルティとして、支払わせるものとする。  | …に基づき、TSPAL許諾製品の売上によってJVCが得た総売上額の4%の額を、ロイヤルティとして、TSPALに支払わせるものとする。  |
| 正誤          | 68頁3行目<br>例文35（和訳）        | …TSPALは、当初、JVCの…   | …TSPALは、当初持分として、JVCの…   |
| 正誤          | 69頁5行目<br>例文37（和訳）        | 第__条 成果物に対する所有権の留保   | 第__条 派生物に対する所有権の留保  |
| 正誤          | 69頁8行目<br>例文37（和訳）        | …所有権、権利、持ち分を、…   | …所有権、権利、権原および持分を、…  |
| 正誤          | 71頁下から2～4行目<br>例文39（和訳）   | …。 (i) 商品性または使用目的または、特定目的への適合性の黙示保証。 (ii) 特許、商標、著作権、もしくは他の知的財産権に関しての実際、または、主張された侵害に対する義務もしくは、責任、…  | …。 (i) 商品性または、使用目的または特定目的への適合性の黙示保証、 (ii) 特許、商標、著作権、もしくは他の知的財産権に関しての実際または主張された侵害に対する義務もしくは、責任、…   |
| 正誤          | 72頁下から7行目<br>例文40（和訳）     | …本製品の製造、販売、複製、販売活動を行うための…  | …本製品の製造、複製、販売活動を行うための…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                       | 修正前  | 修正後  |
|-------------|----------------------------|--|--|
| 正誤          | 74頁下から5行目<br>例文43 (和訳)     | …少なくとも、他のすべての担保権のない…   | …少なくとも、 <b>現在および将来</b> の他のすべての担保権のない…  |
| 正誤          | 74頁下から2行目                  | …英語ではdaily allowance と表現でき、 <b>どちらも</b> 「日当」または…   | …英語ではdaily allowance と表現できる。「日当」または…   |
| 正誤          | 80頁5～7行目<br>例文46 (和訳)      | …、かつ、本契約の <b>規定</b> に従って、 <b>別紙として</b> 添付する別紙Aに記載する内容の技術的サービスを提供するものとする。                       | …、かつ、本契約の <b>手続</b> に従って、添付する別紙Aに記載する内容の技術的サービス <b>および援助</b> を提供するものとする。   |
| 正誤          | 81頁13～14行目<br>例文48 (和訳)    | …暫定的に「アーサー、ラリー、アンド・グリーン・リゾートパーク」という名称…   | …暫定的に「アーサー・ラリー・アンド・グリーン・リゾートパーク・ <b>コーポレーション</b> 」という名称…   |
| 正誤          | 82頁7行目<br>例文49 (和訳)        | …本契約上の借主が <b>負担する</b> …  | …本契約上の借主が <b>負う</b> …  |
| 正誤          | 82頁下から10行目<br>例文49 (解説)    | …期日にできないこと <b>で</b> 、(ii) <b>項は</b> では契約違反…  | …期日にできないこと、(ii) <b>項では</b> 契約違反…   |
| 正誤          | 85頁下から7～10行目<br>例文51 (和訳)  | …でTSPALがELNOXに開示した本技術情報の一部または <b>財産的情報</b> を、いかなる方法にせよ、直接的にまたは、間接的に開示、漏洩、または、伝達しないことに同意し、約束する。 | …でTSPALがELNOXの <b>代表者</b> に開示した本技術情報の一部または <b>その本技術情報の開示に関連してTSPALがELNOXに開示した秘密情報または専有情報</b> を、いかなる方法にせよ、直接的にまたは間接的に、開示、漏洩、または、伝達しないことに同意し、約束する。 |
| 正誤          | 86頁5行目                     | (本契約の <b>目的</b> の遂行のために) …   | (本契約の遂行のために) …   |
| 正誤          | 88頁8行目<br>例文53 (解説)        | ( <b>使用する</b> ) こと自体…  | ( <b>使用</b> ) <b>する</b> こと自体…  |
| 正誤          | 88頁12行目<br>例文54タイトル        | …を使用した <b>ライセンス</b> 契約終了…  | …を使用した <b>秘密保持</b> 契約終了…   |
| 正誤          | 88頁最終行～下から3行目<br>例文54 (和訳) | 第__条 機密情報の返却<br>理由の如何を問わず、本 <b>ライセンス</b> 契約が解除された場合、ELNOXはただちに次の事項を行うものとする。                    | 第__条 <b>秘密保持契約終了後の</b> 機密情報の返却<br>理由の如何を問わず、本 <b>秘密保持</b> 契約が解除された場合、ELNOXはただちに次の事項を行うものとする。   |
| 正誤          | 89頁3行目<br>例文54 (和訳)        | …秘密情報を <b>返還する</b> …   | …秘密情報を <b>引き渡す</b> …   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前   | 修正後   |
|-------------|-----------------------------|---|---|
| 正誤          | 89頁7行目<br>例文54 (和訳)         | …」の商標のすべての…   | …」を含むTSPALの商標のすべての…   |
| 正誤          | 90頁2行目<br>例文55 (和訳)         | 第 __ 条 事由のない契約期間  | 第 __ 条 契約期間   |
| 正誤          | 90頁10行目                     | …「契約条件」のため。訳は…  | …「契約条件」のため、訳は…  |
| 正誤          | 90頁16行目                     | の規定などよく用いられる。   | の規定などでよく用いられる。  |
| 正誤          | 92頁2行目<br>例文57 (和訳)         | 第 __ 条 事由のない契約期間  | 第 __ 条 正当事由に基づかない解除   |
| 正誤          | 92頁4行目<br>例文57 (和訳)         | …いずれか一方から45 <b>歴日</b> の…  | …いずれか一方から45 <b>暦日前</b> までの…   |
| 正誤          | 93頁下から4行目<br>例文58 (和訳)      | …する延長規定に…   | …する <b>更新</b> 、延長規定に…   |
| 正誤          | 93頁下から2行目<br>例文58 (和訳)      | …60 <b>歴日</b> 前から120 <b>歴日</b> 前の日まで、期間中、   | …60 <b>暦日</b> 前から120 <b>暦日</b> 前の日までの <b>期間中</b> 、  |
| 正誤          | 94頁1行目<br>例文58 (和訳)         | …と同じ条件で、更新できる…  | …と同じ条件で、 <b>本契約</b> を更新できる…   |
| 正誤          | 97頁下から5行目<br>例文61 (和訳)      | …本契約に違反した開示者の秘密情報の開示または使用   | …本契約に違反して <b>開示者の秘密情報</b> を開示または <b>使用</b><br><b>すること</b>   |
| 正誤          | 98頁下から5～6行目<br>例文62 (英文)    | …in Article __ and __ hereof, <b>that injury to TSPAL from such breach would be impossible to calculate</b> , and that<br>… | …in Article __ and __ hereof, and that…   |
| 修正          | 99頁9行目<br>例文62 (和訳)         | …さらに、もし、私が第 __ 条または、第 __ 条に…  | …さらに、もし私が第 __ 条または第 __ 条に…  |
| 正誤          | 99頁下から6行目                   | 仮差止め」「仮差止め処分」等…   | 「仮差止め」「仮差止め処分」等…  |
| 正誤          | 103頁最終行～下から3行目<br>例文65 (和訳) | …議決権株式の保有であれ、契約またはそれ以外の手法<br>であれ、直接的、間接的に、会社の経営と方針を指示<br>し、または指示させる権限 <b>の</b> ことを意味する。                                     | …議決権株式 <b>またはその他の権益の所有権</b> の保有であ<br>れ、契約またはそれ以外の手法であれ、直接的、間接的<br>に、会社の経営と方針を指示し、または指示させる権限<br><b>を有する</b> ことを意味する。 |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                           | 修正前   | 修正後   |
|-------------|--------------------------------|---|---|
| 正誤          | 104頁9行目<br>例文65（解説）            | …議決権つき株主の51%保有を…  | …議決権つき株式の51%の保有を…   |
| 修正          | 105頁16行目<br>例文66（英文）           | the part of the Borrower under the Loan Agreement.  | 変更なし  |
| 正誤          | 105頁下から9行目～106頁4行目<br>例文66（和訳） | <p>下欄に署名する者（「保証人」）は、米国ニューヨークのArthur Palace Corporation（以下「本貸主」）と、イタリア・ローマのGene and Sabasa &amp; Company Ltd.（ジン・アンド・サバサ・カンパニー・リミテッド）（以下、「GENE-SABASA（ジン・サバサ）」）との間に締結され、その写しを添付した融資契約（「本融資契約」）の条件に従って、GENE-SABASAにより、またはGENE-SABASAに代わり、完全な履行が行われるまで、保証人の義務として、また自己の義務として、無条件に下記事項を保証する。</p> <p>(i) 本融資契約に定められたGENE-SABASAの一切の義務のGENE-SABASAによる適正かつ期限どおりの支払い</p> <p>(ii) 本融資契約により、GENE-SABASAが支払わなければならない一切の金額を期限どおり支払うこと</p> <p>保証人は、本貸主が、（借主に対して）本来、取り立てるために保有する法的手段を尽くすことを要求する権利を放棄するものとする。</p> | <p>下欄に署名する者（「保証人」）は、米国ニューヨークのArthur Palace Corporation（以下「本貸主」）と、イタリア・ローマのGene and Sabasa &amp; Company Ltd.（ジン・アンド・サバサ・カンパニー・リミテッド）（以下、「GENE-SABASA（ジン・サバサ）」または「本借主」）との間に締結され、その写しを別紙Aとして添付した融資契約（「本融資契約」）の条件に従って、GENE-SABASAにより、またはGENE-SABASAに代わり、完全な履行が行われるまで、保証人の義務として、また自己の義務として、無条件に下記事項を保証する。</p> <p>(i) 本融資契約に定められたGENE-SABASAの一切の義務の本借主による適正かつ期限どおりの履行</p> <p>(ii) 本融資契約により、本借主が支払わなければならない一切の金額を期限どおり支払うこと</p> <p>保証人は、本貸主が、（本借主に対して）本来、取り立てるために保有する法的手段を尽くすことを要求する権利を放棄するものとする。</p> |
| 正誤          | 107頁下から14行目<br>例文67（和訳）        | …すべてのローン（融資金）について、それに付される利息と…   | …のローン（融資金）について、それに付されるすべての利息と…  |
| 正誤          | 107頁下から8～9行目<br>例文67（和訳）       | …に含まれる他の条項、条件または他の合意に違反…  | …に含まれるあらゆる条項、条件または合意に違反…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                      | 修正前  | 修正後   |
|-------------|---------------------------|--|---|
| 正誤          | 108頁下から5～10行目<br>例文68（和訳） | 保証人は、本契約の条項と条件に従って、 <b>本契約の</b> 支払いと履行がGENE-SABASAによってなされるまで、(i) 本契約上のすべてのGENE-SABASAの <b>債務</b> について、GENE-SABASAにより、または、 <b>そのGENE-SABASAのための支払い期限のきた債務の</b> 期限どおりの <b>支払い</b> がなされること、ならびに(ii) 本契約のもとで支払い期限が到来し、支払い義務の発生したすべての金額の支払いについて、自己の債務として連帯して保証する。 | 保証人は、本契約の条項と条件に従って、支払いと履行がGENE-SABASAによってなされるまで、(i) 本契約上のすべてのGENE-SABASAの <b>義務</b> について、GENE-SABASAにより、または、GENE-SABASAに代わり、 <b>適正かつ</b> 期限どおりに <b>履行</b> されること、ならびに(ii) 本契約のもとで支払い期限が到来し、 <b>GENE-SABASAに</b> 支払い義務の発生したすべての金額の支払いが <b>期限どおりになされること</b> について、自己の債務として連帯して保証する。 |
| 正誤          | 108頁下から3～2行目              | 1 「留保 <b>つきで</b> 」のSubject to …<br>subject to にはいくつかの用法がある。その1つに「留保 <b>つきで</b> 」という…   | 1 「留保して」のSubject to …<br>subject to にはいくつかの用法がある。その1つに「留保して」という…  |
| 正誤          | 110頁2行目<br>例文70（和訳）       | …独占的な販売店に指定し、GENE-SABASAは直接的、間接的に…   | …独占的な販売店に指定し、 <b>NATSUMIXがかかる指定を受け入れる場合において</b> 、GENE-SABASAは直接的、または間接的に…   |
| 正誤          | 111頁8行目<br>例文71（解説）       | …の条件に自社（ELNOX）の取締役会の承認を <b>条件</b> に加えて…  | …の条件に自社（ELNOX）の取締役会の承認を加えて…   |
| 正誤          | 113頁下から9行目<br>例文73（和訳）    | …ロックアウト、疫病、暴動、または…   | …ロックアウト、 <b>爆発</b> 、疫病、暴動、または…  |
| 正誤          | 114頁12～13行目<br>例文74（和訳）   | …本製品の販売を促進し、 <b>開発</b> するための…  | …本製品の <b>本販売地域における</b> 販売を促進し、 <b>マーケティングを展開</b> するための…   |
| 修正？         | 115頁8行目<br>例文75（和訳）       | …必要な <b>ベースで</b> 、開示する…  | …必要な <b>場合には</b> 、開示する…   |
| 正誤          | 115頁10行目<br>例文75（和訳）      | …第三者は、 <b>開示前に</b> 、開示者としての…   | …第三者は、開示者としての…  |
| 正誤          | 117頁9行目<br>コラム            | ELNOXは、秘密情報をその従業員および…  | ELNOXは、 <b>本契約のもとでTSPALにより開示された</b> 秘密情報を、その従業員および…   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                       | 修正前   | 修正後  |
|-------------|----------------------------|---|--|
| 正誤          | 117頁10～11行目<br>コラム         | …知ることが必要なベースで開示…  | …知ることが必要な場合には開示…   |
| 正誤          | 119頁8～10行目<br>例文76（和訳）     | NATSUMIXは、日本語のタイトル名を用意し、GENE-SABASAに提出し、その承認を求めることができるものとし、かかる承認は、不合理に拒絶されることはないものとする。  | (iii) NATSUMIXは、日本語のタイトルを用意し、GENE-SABASAに提出し、その承認を求めることができるものとし、かかる承認は、不合理に拒絶されることはないものとする。            |
| 正誤          | 119頁下から2行目<br>例文77（英文）     | …may, at a meeting at which…  | …may be decided, at a meeting at which…  |
| 正誤          | 120頁10行目<br>例文77（和訳）       | …合併会社として設立を計画されている新会社…  | …合併会社として_____国_____市に設立を計画されている新会社…  |
| 正誤          | 121頁下から5行目<br>例文78（和訳）     | …本製品の一手販売店に指定…  | …本製品の独占的販売店に指定…  |
| 正誤          | 122頁最終行～2行目<br>例文79（和訳）    | …本製品を売り渡しまたは引き渡しをただちに…  | …本製品の流通、販売または引き渡しをただちに…  |
| 正誤          | 127頁下から4行目～最終行<br>例文83（和訳） | …12.4%または、当該日もしくは、当該日が営業日でない場合は、その後、最初の営業日の銀行終了時にニューヨーク州ニューヨーク市の_____銀行で適用されるプライムレートより1.875%高い利率のいずれか高い方の年利により、利息を支払う義務を負うものとする。かかる | …12.4%または、ニューヨーク州ニューヨーク市の_____銀行で銀行取引日の終了時に適用されるプライムレートより1.875%高い利率のいずれか高い方の年利により、利息を支払う義務を負うものとする。かかる |
| 修正？         | 129頁下から2行目～最終行<br>例文85（和訳） | …パープル・ゼファーズによって支払われるものとする。…   | …パープル・ゼファーズによってなされるものとする。…   |
| 正誤          | 131頁下から2行目<br>例文88（和訳）     | …ニューヨーク州ニューヨーク港…  | …米国ニューヨーク州ニューヨーク港…   |
| 正誤          | 132頁下から10～11行目<br>例文89（和訳） | 支払われるものとする。<br>本映画作品の引き渡しは、…  | 支払われるものとする。本映画作品の引き渡しは、…   |
| 正誤          | 132頁最終行<br>例文89（解説）        | …4日前…   | …4日以上前…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                    | 修正前  | 修正後  |
|-------------|-------------------------|--|--|
| 正誤          | 133頁8～9行目<br>例文89（解説）   | …including occurrence of the Force Majeure event (s) , and not be made by July 1, 202_,…   | …including occurrence of the Force Majeure event (s) , and not be made by July 1, 202_,…   |
| 正誤          | 133頁下から6行目<br>例文89（解説）  | …本映画作品のGENE-SABAによる引き渡し…   | …本映画作品のGENE-SABASAによる引き渡し…   |
| 正誤          | 140頁下から3行目<br>例文90（解説）  | …Signed and agree to as of first day of June, 202_と…   | …Signed and agreed to as of first day of June, 202_と…  |
| 正誤          | 142頁15行目<br>例文91（和訳）    | …両者間の下記合意事項を確認する…  | …両者間の下記を確認する…  |
| 正誤          | 142頁下から9行目<br>例文91（和訳）  | …本レター・アグリーメントにご署名の上…   | …本レター・アグリーメントの下の欄にご署名の上…   |
| 正誤          | 144頁8～16行目<br>例文92（和訳）  | <p>本レターは、202_年5月12日付けで、富士コンラッド株式会社（「富士コンラッド」）とArthur Palace株式会社（「Arthur Palace」）との間に締結され、202_年7月14日に、そして、その日から有効になる株式売買契約に関するものです。</p> <p>本レターの作成目的は、Arthur Palaceによる富士コンラッドに対するサザンクロス社の株式の売買に関して、若干の追加的な約束と了解事項を規定するためです。</p> <p>富士コンラッドとArthur Palaceは、株式売買契約第__条には、下記の事項が含まれていると、みなすことに合意します。</p> | <p>本レターは、202_年5月12日付けで、富士コンラッド株式会社（「富士コンラッド」）とArthur Palace株式会社（「Arthur Palace」）との間に締結され、202_年7月4日に、そして、その日から有効になる株式売買契約に関するものです。</p> <p>本レターの作成目的は、Arthur Palaceによる富士コンラッドに対するサザンクロス社の株式の売買に関して、富士コンラッドとArthur Palaceによる若干の追加的な約束と了解事項を規定することです。</p> <p>富士コンラッドとArthur Palaceは、株式売買契約第__条には、下記の事項が含まれているとみなすことに合意します。</p> |
| 正誤          | 144頁下から10行目<br>例文92（和訳） | 上記の条件に対する貴社の同意を、本レターの…   | 上記の条件に対する貴社の同意を示すために、本レターの…  |
| 正誤          | 145頁11行目<br>例文92（解説）    | …貴方の同意を本レターの一部に署名することにより…  | …貴方の同意を本レターの1部に署名することにより…  |
| 正誤          | 148頁6行目<br>例文94（和訳）     | RE：“オリオン・ローズ”独占的販売・ライセンス契約について   | “オリオン・ローズ”独占的販売・ライセンス契約について  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                    | 修正前   | 修正後  |
|-------------|-------------------------|---|--|
| 正誤          | 148頁10～17行目<br>例文94（和訳） | 本レターは、販売・ライセンス契約書の <b>契約</b> 第__条（有効期間）の規定にかかわらず、両当事者の合意により、貴社が本レターに署名した日をもって、終了することを確認するためのものです。さらに、第__条（ミニマム・ロイヤルティ）の規定は適用しないことに合意されます。さらに、解除の条件として、貴社は、第__条（秘密保持義務）の義務を、解除の日からさらに、6年間、遵守し続けることに合意したことを確認します。<br>上記に同意する場合、本レターと同封の副本に署名することにより、貴社の同意を確認の上、署名ずみの副本を当社に返送してください。 | 本レターは、 <b>独占的販売・ライセンス契約書</b> の第__条（有効期間）の規定にかかわらず、両当事者の合意により、貴社が本レターに署名した日をもって、 <b>独占的販売・ライセンス契約</b> が終了することを確認するためのものです。<br>さらに、第__条（ミニマム・ロイヤルティ）の規定は適用しないこと <b>が</b> 合意されます。<br>さらに、解除の条件として、貴社は、独占的販売・ライセンス契約書の第__条（秘密保持義務）の義務を、解除の日からさらに6年間、遵守し続けることに合意したことを確認します。<br>上記に同意する場合、本レターと同封の副本の <b>下欄</b> に署名することにより、貴社の同意を確認の上、署名ずみの副本を当社に返送してください。 |
| 正誤          | 150頁12行目<br>例文95（和訳）    | Rose 独占的販売・ライセンス契約（以下、「本独占的販売ライセンス契約」   | Rose」 独占的販売・ライセンス契約（以下、「本独占的・販売ライセンス契約」  |
| 正誤          | 150頁下から5行目<br>例文95（和訳）  | …困難にする急激な市場環境の変化を迎え、…   | …困難にする急激 <b>かつ不利</b> な市場環境の変化を迎え、…   |
| 正誤          | 151頁4行目<br>例文95（和訳）     | …一に変更し、御社が他の販売店・ライセンシーを…  | …一に変更し、 <b>御社がOrion Rose事業の展開のために、日本および_____</b> において他の販売店・ライセンシーを…  |
| 正誤          | 151頁9行目<br>例文95（和訳）     | …当社が、他の <b>活動</b> 分野で御社のために活動できる機会を…  | …当社が <b>今後</b> 、他の分野で御社のために活動できる機会を…   |
| 正誤          | 151頁13～15行目<br>例文95（和訳） | 早々<br>高瀬 紗里<br>知的財産法務室長   | <b>草々</b><br>高瀬 紗里<br><b>ELNOX社を代表して</b><br>知的財産法務室長   |



| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                       | 修正前   | 修正後   |
|-------------|----------------------------|---|---|
| 正誤          | 152頁最終行～下から6行目<br>例文96（英文） | Laurel Force desires to receive certain information relating to the Method (the “Confidential Information”) for specific purpose of evaluating the Method to determine whether or not it enters into a definitive technical assistance and services agreement with Fuji-Conrad for construction of its new plant described in Exhibit A attached hereto, obtaining a license of the Method (the “Purpose”) and technical assistance and services. | Laurel Force desires to receive certain information relating to the Method (the “Confidential Information”) for specific purpose of evaluating the Method to determine whether or not it enters into a definitive technical assistance and services agreement with Fuji-Conrad (the “Purpose”) for construction and operation of its new plant described in Exhibit A attached hereto, obtaining a license of the Method and technical assistance and services. |
| 正誤          | 153頁下から10行目<br>例文96（和訳）    | …締結するかどうかについて決定するために、本方法…   | …締結するかどうかについて決定すべく、本方法…   |
| 正誤          | 153頁下から7～8行目<br>例文96（和訳）   | C 富士-コンラッドは、本目的のために、秘密情報をローレル・フォースに開示することを希望している。   | 削除  |
| 正誤          | 155頁下から9行目<br>例文97（英文）     | office at _____, Japan<br>(hereinafter referred   | office at _____, Tokyo, Japan<br>(hereinafter referred  |
| 正誤          | 155頁下から3行目<br>例文97（英文）     | Riverside Street, Copenhagen, _____ Denmark<br>(hereinafter   | Riverside Street, Copenhagen, Denmark (hereinafter  |
| 正誤          | 156頁下から12～13行目<br>例文97（和訳） | …デンマーク国_____コペンハーゲン市…   | …デンマーク国コペンハーゲン市…  |
| 正誤          | 156頁下から6～7行目<br>例文97（和訳）   | …保証を信頼して、本会社の株式を購入したい…  | …保証を信頼して、売主から本会社の株式を購入したい…  |
| 正誤          | 157頁最終行～下から2行目<br>例文98（和訳） | …LYNX S.A.（以下、「LYNX」）と、日本国東京 _____ _____に主たる事務所を有するサウス・バレー・ペ<br>アズ映画株式会社  | …LYNX S.A.（以下「LYNX」）と、日本国東京 _____ _____に主たる事務所を有する日本法人のサウス・バ<br>レー・ペアズ映画株式会社  |
| 正誤          | 158頁4行目<br>例文98（和訳）        | …する用意があり、   | …する用意がある。   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                     | 修正前                             | 修正後   |
|-------------|--------------------------|---------------------------------|---|
| 正誤          | 159頁8行目<br>例文99（和訳）      | …た代表者をして、調印…                    | …た代表者をして、 <b>本契約</b> を調印…                               |
| 正誤          | 159頁下から10行目<br>例文99（解説）  | …した日 <b>づけ</b> で) と…            | …した日 <b>付け</b> で) と…                                    |
| 正誤          | 159頁下から10行目<br>例文99（解説）  | …代理人（または <b>機関として</b> ）として…     | …代理人（または <b>機関</b> ）として…                                |
| 正誤          | 165頁最終行<br>例文102（和訳）     | <b>柱書</b> 記なし                   | <b>本契約において、次の各語および表現は、文脈上特段の必要がない限り、下記の意味を有するものとする。</b> |
| 修正          | 166頁下から6行目<br>例文103（和訳）  | …または、特定の人により、 <b>支配</b> されるか、…  | …または、特定の人により <b>支配</b> されるか、…                           |
| 修正          | 166頁下から4行目<br>例文103（和訳）  | …直接、または、 <b>間接</b> 的に、…         | …直接、または <b>間接</b> 的に、…                                  |
| 正誤          | 167頁下から9行目<br>例文103（和訳）  | 直接、 <b>間接</b> に、かかる人の議決権株式の…    | 直接、 <b>または</b> <b>間接</b> に、かかる人の議決権株式の…                 |
| 正誤          | 169頁5行目<br>ELNOX社コラム⑨    | … <b>晴天</b> の <b>霹靂</b> …       | … <b>青天</b> の <b>霹靂</b> …                               |
| 正誤          | 170頁下から9行目<br>例文104（解説）  | …「契約締結日」「 <b>歴</b> 月の1日」        | …「契約締結日」「 <b>曆</b> 月の1日」                                |
| 修正          | 173頁下から14行目<br>例文106（和訳） | …第__条に従い、 <b>終了</b> しない限り、      | …第__条に従い <b>終了</b> しない限り、                               |
| 正誤          | 177頁10行目<br>例文108（和訳）    | …36 か月間に、ELNOXが <b>総額</b> ベースで… | …36 か月間に、ELNOXが <b>本商品</b> を <b>総額</b> ベースで…            |
| 修正          | 177頁13行目<br>例文108（和訳）    | 本契約の条項に従い、 <b>自動</b> 延長される…     | 本契約の条項に従い <b>自動</b> 延長される…                              |
| 正誤          | 177頁16行目<br>例文108（和訳）    | の <b>最低</b> 総販売額を…              | の <b>本商品</b> の <b>最低</b> 総販売額を…                         |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                      | 修正前  | 修正後  |
|-------------|---------------------------|--|--|
| 正誤          | 179頁8～9行目<br>例文109（和訳）    | …ELNOXは、本契約の満了日の直前の20__年3月31日までに、また、その後の満了日の直前3月31日までに、… | …ELNOXは、20__年3月31日までに、また、その後の満了日の直前の3月31日までに、…       |
| 正誤          | 180頁下から4行目<br>例文111（英文）   | …Article 1 and Exhibit A…                                | …Article__ and Exhibit A…                            |
| 正誤          | 180頁下から2行目<br>例文111（和訳）   | 条文見出しなし  | 第__条 契約期限  |
| 正誤          | 181頁1行目<br>例文111（和訳）      | …満了日の午後12時（深夜）まで…  | …満了日の深夜まで…   |
| 正誤          | 181頁4行目<br>例文111（和訳）      | …満了日の深夜（午後12時）に終了…                                       | …満了日の深夜に終了…  |
| 正誤          | 185頁下から6行目<br>例文114（英文）   | …any government, fires, storms, …                        | …any government, fires, storms, …                    |
| 修正          | 185頁下から2行目<br>例文114（和訳）   | 本契約に規定される義務の当事者による…                                      | 本契約に規定される、義務の当事者による…                                 |
| 正誤          | 185頁下から最終行<br>例文114（和訳）   | …遅滞が当事者の合理的な制御を超える…                                      | …遅滞が当事者の制御を超える…                                      |
| 正誤          | 186頁4行目<br>例文114（和訳）      | …戦争、戦争類似状況、内乱、   | …戦争、戦争類似状況、  |
| 修正          | 189頁下から7～8行目<br>例文116（解説） | 不可抗力は、その影響を受けた当事者を、本契約のもとで、支払い期限の到来した金額の支払い義務を免除しない。     | 不可抗力は、その影響を受けた当事者を、本契約のもとで支払い期限の到来した金額の支払い義務から免除しない。 |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                      | 修正前   | 修正後   |
|-------------|---------------------------|---|---|
| 正誤          | 191頁下から5～10頁<br>例文117（和訳） | 本契約で与えることを要求または許容されるすべての通知は、書面をもって英語で、なされるものとする。<br>通知は、下記の住所または、当事者が書面をもって指定する他の住所宛に書留航空郵便またはファクシミリにより、与えられるものとする。ファクシミリによる通知は、送信の翌日に受領されたとみなされるものとし、書留航空郵便による通知は、投函から7営業日後に受領されたとみなされる。 | 本契約で与えることを要求または許容されるすべての通知は、書面をもって英語で、なされるものとする。通知は、下記の住所または、当事者が書面をもって指定する他の住所宛に書留航空郵便またはファクシミリにより、与えられるものとする。<br>ファクシミリによる通知は、送信の翌日に受領されたとみなされるものとし、書留航空郵便による通知は、投函から7日後に受領されたとみなされる。 |
| 正誤          | 192頁下から11行目<br>例文117（解説）  | …（ただし、土曜、日曜、および祝日を除く）…  | …（ただし、土曜、日曜、および <b>投函地・目的地</b> の祝日を除く）…   |
| 正誤          | 193頁下から3行目<br>例文118（和訳）   | 条文見出しなし   | 第__条 最終性条項  |
| 正誤          | 194頁11行目<br>例文119（和訳）     | 条文見出しなし   | 第__条 最終性条項  |
| 正誤          | 194頁14行目<br>例文119（和訳）     | 本契約の補足、変更または修正は…  | 本契約の補充、変更または修正は…  |
| 正誤          | 197頁3～4行目<br>例文120（和訳）    | 本契約または本契約のいずれの部分も、相手方の書面による事前の同意がなければ譲渡または移転することができないものとする。   | 本契約または本契約のいずれの部分も、 <b>他方当事者</b> の書面による事前の同意がなければ、 <b>どちらの当事者も</b> 譲渡または移転することができないものとする。  |
| 正誤          | 197頁下から10行目<br>例文121（英文）  | Neither party may <b>not</b> assign this Agreement…   | Neither party may assign this Agreement…  |
| 正誤          | 198頁4行目<br>例文121（和訳）      | …かかる本契約の <b>契約</b> の譲渡が…  | …かかる本契約の <b>関連会社</b> への譲渡が…   |
| 修正          | 202頁15行目<br>例文123（和訳）     | …による場合は、ELNOXの事前の書面…  | …による場合は、ELNOX <b>による</b> 事前の書面…   |
| 正誤          | 202頁下から10行目<br>例文123（和訳）  | …ことができる <b>も</b> 。ただし、…   | …ことができる。ただし、…   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前                            | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|--------------------------------|--|
| 正誤          | 202頁下から8行目<br>例文123 (和訳)    | …まず譲り受け人に同意書に…                 | …まず譲受人に同意書に…                               |
| 正誤          | 205頁6行目<br>例文125 (和訳)       | …販売するために許諾製品を保有しないように…         | …販売するために本許諾製品を保有しないように…                    |
| 正誤          | 206頁6行目<br>例文126 (和訳)       | すべての株主全員の事前の…                  | すべての株主の事前の…                                |
| 正誤          | 207頁下から6行目<br>例文127 (和訳)    | …本契約に基づく権利を全部…                 | …本契約に基づく権利および義務の全部…                        |
| 正誤          | 209頁下から13行目<br>例文128 (和訳)   | く、本契約を解除することが…                 | く、ただちに本契約を解除することが…                         |
| 正誤          | 209頁下から8行目<br>例文128 (和訳)    | を明示した書面による…                    | を明記した書面による…                                |
| 正誤          | 210頁下から4行目<br>富士-コンラッド社コラム② | …である。ところが、                     | …である。ところが、                                 |
| 正誤          | 214頁下から10行目<br>例文130 (和訳)   | …発生した場合、FUJI-CONRAD            | …発生した場合、富士-コンラッド                           |
| 正誤          | 214頁下から5行目<br>例文130 (和訳)    | …要求された後、30日暦日以内に当該違反を…         | …要求された後、30日以内に当該違反を…                       |
| 正誤          | 216頁10行目<br>例文131 (英文)      | continuously other than force… | continuously for reasons other than force… |
| 正誤          | 217頁3行目<br>例文131 (和訳)       | …、会社更生、解散、清算、解散、もしくは破産上        | …、会社更生、解散、清算、もしくは破産法上                      |
| 正誤          | 217頁7～8行目<br>例文131 (和訳)     | …事由により、継続して60日を超えて停止したとき       | …事由により、継続して90日を超えて停止したとき、                  |
| 正誤          | 217頁13～14行目<br>例文131 (和訳)   | …ら60日以内に是正 (治療) されないとき         | …ら60日以内に他方当事者が満足する程度に是正 (治療) されないとき        |
| 正誤          | 217頁下から16行目<br>例文131 (和訳)   | …本条第2項の最初の文章に…                 | …本条第2項の最初の文に…                              |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                      | 修正前   | 修正後  |
|-------------|---------------------------|---|--|
| 正誤          | 217頁13～14行目<br>例文131（和訳）  | …不可抗力事由による事業が60日以上…   | …不可抗力事由による事業が90日以上…  |
| 修正          | 218頁最終行<br>例文132（和訳）      | …両当事者によって、正当に権限を付与された…  | …両当事者の正当に権限を付与された…   |
| 正誤          | 220頁下から9行目<br>例文134（和訳）   | …適用法選択（抵触法；国際私法）の原則にかかわらず、…                                       | …適用法選択の原則にかかわらず、…  |
| 正誤          | 221頁6～9行目<br>例文134（解説）    | …準拠法、適用法を定めるためのルールを指す。日本法でいえば「法の適用に関する通則法」にあたる。「適用法選択法の規定」にかかわらず… | …準拠法、適用法を定めるためのルール（抵触法；国際私法）を指す。日本法でいえば「法の適用に関する通則法」にあたる。「適用法選択の原則」にかかわらず… |
| 正誤          | 221頁下から2～4行目<br>例文135（和訳） | …法の抵触ルールおよび国連物品売買統一法条約（CISG）の適用を排除して、米国カリフォルニア州法の法律に準拠し…          | …法の抵触ルールおよび国連物品統一売買法条約（CISG）の適用を排除して、アメリカ合衆国カリフォルニア州法に準拠し…                 |
| 正誤          | 222頁2行目<br>例文135（解説）      | CISG（国連統一売買法条約）…  | CISG（国連物品統一売買法条約）…   |
| 正誤          | 222頁5行目<br>例文135（解説）      | …両当事者がCISGの排除と…   | …両当事者によってCISGの排除と…   |
| 正誤          | 224頁下から3行目<br>例文137（和訳）   | …職員、または期間を含む…   | …職員、または機関を含む…  |
| 正誤          | 227頁1行目<br>例文138（和訳）      | …独立した契約書であり…  | …独立した契約者であり…   |
| 正誤          | 228頁14行目<br>例文140（和訳）     | 一方が、相手方による本契約の…   | 一方が、本契約の…  |
| 正誤          | 230頁下から15行目<br>例文141（和訳）  | …秘密情報を本業務の遂行目的以外に…  | …秘密情報を本契約の履行目的以外に…   |
| 正誤          | 230頁下から7行目<br>例文141（和訳）   | 開示方法以外の方法によって…  | 開示以外の方法によって…   |
| 正誤          | 232頁9行目<br>例文142（和訳）      | …既に相手方に知られていた…  | …既に当事者に知られていた…   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前   | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|---|--|
| 正誤          | 233頁14～15行目<br>例文143（和訳）    | …相手方の書面による同意なしに…                              | …相手方の書面による <b>事前</b> の同意なしに…                             |
| 正誤          | 233頁下から5行目<br>富士－コンラッド社コラム③ | …海外での液化ガス                                     | …海外での液化 <b>天然</b> ガス                                     |
| 正誤          | 236頁8行目<br>例文145（和訳）        | …付随的、 <b>派生的</b> 、または、特別損…                    | …付随的、 <b>結果的</b> 、または、特別損…                               |
| 正誤          | 236頁下から12行目<br>例文145（解説）    | …「直近 <b>1</b> の年間分」…                          | …「直近の <b>1</b> 年間分」…                                     |
| 正誤          | 237頁10～11行目<br>例文146（和訳）    | <b>いかなる場合も</b> 、LARA WHITEは、いかなる状況下でも、…       | <b>第__条 損害賠償の制限</b><br>LARA WHITEは、いかなる状況下でも、…           |
| 正誤          | 240頁7～8行目<br>例文148（和訳）      | …LARA WHITEの指定するカリフォルニア州サンフランシスコ市のLARA WHITE… | …LARA WHITEの指定する <b>米国</b> カリフォルニア州サンフランシスコ市のLARA WHITE… |
| 修正          | 240頁最終行<br>例文149（和訳）        | 本法によって、課される税金を…                               | 本法によって課される税金を…   |
| 正誤          | 241頁下から9行目<br>例文150（和訳）     | …富士－コンラッドによるすべての支払いは…                         | …富士－コンラッドによる <b>Black Pantherへの</b> すべての支払いは…            |
| 正誤          | 241頁下から5行目<br>例文150（和訳）     | …罰金が <b>課</b> される日の前に…                        | …罰金が <b>科</b> される日の前に…                                   |
| 正誤          | 243頁下から11行目<br>例文151（和訳）    | <b>条文見出しなし</b>                                | <b>第__条 税</b>  |
| 正誤          | 244頁8行目<br>例文152（和訳）        | <b>条文見出しなし</b>                                | <b>第__条 第三者の利益</b>                                       |
| 正誤          | 244頁下から3行目<br>例文153（和訳）     | <b>条文見出しなし</b>                                | <b>第__条 第三者の利益</b>                                       |
| 正誤          | 246頁5行目<br>例文155（解説）        | …いずれの場合カバ－しようという…                             | …いずれの場合 <b>も</b> カバ－しようという…                              |
| 正誤          | 246頁下から2行目<br>例文156（解説）     | …規定する見出し <b>語</b> は、もっぱら…                     | …規定する見出しは、もっぱら…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前  | 修正後   |
|-------------|-----------------------------|--|---|
| 正誤          | 249頁下から16行目<br>例文159（英文）    | legal right to contract, the latter prevail.   | legal right to contract, the latter <b>shall</b> prevail.   |
| 修正          | 250頁13行目<br>例文160（和訳）       | …改訂されるものとするか、または   | …改訂されるか、または   |
| 正誤          | 251頁下から12行目<br>例文161（和訳）    | …解釈もしくは、有効性または…  | …解釈もしくは有効性、または…   |
| 正誤          | 252頁下から9行目<br>例文162（和訳）     | 本契約 <b>またはその違反から</b> 、または、それに関して…  | 本契約に <b>起因して</b> 、または、それに関して…   |
| 正誤          | 252頁下から2行目<br>例文162（和訳）     | …管轄を有するいずれの…   | …管轄 <b>権</b> を有するいずれの…  |
| 正誤          | 254頁下から11～15行目<br>例文163（和訳） | 当事者 <b>は</b> 、最初の協議から30日以内に事案を解決できないときは、いずれかの当事者の要請により、（紛争）事案は拘束力のある仲裁に付託されるものとする。仲裁は、米国仲裁協会の <b>商事仲裁協会</b> （AAA）の商事仲裁規則に従って、米国サンフランシスコ市において英語で行われるものとする。                        | 当事者 <b>が</b> 、最初の協議から30日以内に事案を解決できないときは、いずれかの当事者の要請により、（紛争）事案は拘束力のある仲裁に付託されるものとする。仲裁は、米国仲裁協会（AAA）の商事仲裁規則に従って、米国 <b>カリフォルニア州</b> サンフランシスコ市において英語で行われるものとする。                                      |
| 正誤          | 254頁最終行～下から2行目<br>例文163（和訳） | …敗北した当事者または資産に対し強制執行されるものとする。  | …敗北した当事者または資産に対し <b>管轄権を有する裁判所により</b> 、強制執行されるものとする。  |
| 正誤          | 255頁下から3～7行目<br>例文164（和訳）   | 本契約から発生するすべての紛争は、最終的で拘束力のある仲裁に付託されるものとする。被申立人が富士-コンラッドの場合は、仲裁は日本国東京において、日本商事仲裁協会（JCAA）の規則に従って行われるものとする。被申立人がTSPALの場合は、仲裁は米国サンフランシスコ市において、 <b>アメリカ</b> 仲裁協会（AAA）の規則に従って行われるものとする。 | 本契約から発生するすべての紛争は、最終的で拘束力のある仲裁に付託されるものとする。被申立人が富士-コンラッドの場合は、仲裁は日本国東京において、日本商事仲裁協会（JCAA）の規則に従って行われるものとする。被申立人がTSPALの場合は、仲裁は米国 <b>カリフォルニア州</b> サンフランシスコ市において、 <b>米国</b> 仲裁協会（AAA）の規則に従って行われるものとする。 |
| 正誤          | 257頁下から5行目<br>例文165（和訳）     | …あるいは、終了を含む、本契約 <b>から</b> 、…   | …あるいは、終了に関する <b>疑問</b> を含む、本契約に <b>起因して</b> 、…  |



| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                        | 修正前   | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|---|--|
| 正誤          | 258頁3行目<br>例文165（解説）        | …仲裁地・仲裁機関として採用されこと…   | …仲裁地・仲裁機関として採用されること…   |
| 正誤          | 258頁15行目<br>例文166（和訳）       | 条文見出しなし   | 第__条 LCIAによる仲裁   |
| 正誤          | 259頁最終行～下から6行目<br>例文167（和訳） | 仲裁人は、第__条（賠償責任の限度）を含む、本契約の規定により禁止される、または矛盾する裁定を下し、または救済を与える行為をしないものとし、また、いかなる状況のもとであれ、懲罰的または制裁を伴う（見せしめの）損害賠償を命じることができないものとする。<br>仲裁人により下された仲裁判断は、その事案につき管轄を有するいかなる裁判所においても、（債務名義として）記録されるものとする。 | 仲裁人は、第__条（賠償責任の限度）を含む、本契約の規定により禁止される、または本契約の規定に矛盾する裁定を下し、救済を与え、または措置を講じることができないものとし、また、いかなる状況のもとであれ、懲罰的または制裁を伴う損害賠償を命じることができないものとする。<br>仲裁人により下された仲裁判断は、その事案につき管轄権を有するいかなる裁判所においても、記録できるものとする。 |
| 正誤          | 260頁下から7～8行目<br>例文169タイトル   | …制裁金を課す…  | …制裁金を科す…   |
| 正誤          | 261頁3～5行目<br>例文169（和訳）      | …罰則を課すことができるものとし、その罰則には、不合理に仲裁を遅延させ、または長期化させたと仲裁人が判断した当事者に対し、弁護士料…  | …罰則を科すことができるものとし、その罰則には、不合理に仲裁を遅延させ、または長期化させたと仲裁人が判断した当事者に対し、合理的な弁護士料…   |
| 修正          | 261頁下から3行目<br>例文170（和訳）     | 仲裁人は、法的に、可能である限り、本契約の文面に従い、…  | 仲裁人は、法的に可能である限り、本契約の文面に従い、…  |
|             | 262頁下から15行目<br>例文171（和訳）    | 条文見出しなし   | 第__条 非専属管轄   |
|             | 263頁下から4行目<br>例文172（和訳）     | …本契約から発生する訴訟、法的手続または…   | …本契約または本契約に基づき予定されている取引に起因して発生する訴訟、法的手続または…  |
| 正誤          | 269頁15行目                    | 2版) 』   | 2版) 』  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                      | 修正前  | 修正後   |
|-------------|---------------------------|--|---|
| 正誤          | 272頁下から5～8行目<br>例文179（和訳） | …買主が、本製品に対し、支払う代金額は、次のとおりとする。<br>(i) 本商品の単価：_____あたり、28.31米ドル<br>貿易条件： CIF 横浜港<br>数量：_____ | …買主が本商品に対し支払う代金額は、次のとおりとする。<br>(i) 本商品の単価：_____あたり、28.31米ドル<br>数量：_____<br>貿易条件： CIF 日本国横浜港 |
| 正誤          | 274頁3～4行目<br>例文181（和訳）    | …原材料もしくは労働の深刻な供給不足、または、供給過剰によるこれら価格の上昇もしくは下落…  | …原材料もしくは労働力の価格の上昇もしくは下落…  |
| 正誤          | 274頁下から4行目<br>例文182（和訳）   | …上記の製品価格の見直し…  | …上記の商品価格の見直し…   |
| 正誤          | 277頁2～3行目<br>例文184（和訳）    | …FOBサンフランシスコ港条件で202_年5月1日以前に、サンフランシスコ港…  | …FOB条件で202_年5月1日以前に、カリフォルニア州サンフランシスコ港…  |
| 正誤          | 277頁最終行<br>例文185（和訳）      | 本商品の荷揚港までの…  | 本商品の荷揚げ港までの…  |
| 正誤          | 278頁3行目<br>例文185（和訳）      | 売主は自己の費用で本契約に定める船積み港から…  | 売主は自己の費用で船積み港から…  |
| 正誤          | 279頁下から5行目<br>例文186（和訳）   | 所船積み期間内の船積みは…  | 所定の船積み期間内の船積みは…   |
| 正誤          | 282頁8～9行目<br>例文187（和訳）    | …銀行口座に電信送金（T/T送金）する…   | …銀行口座に買主が電信送金（T/T送金）する…   |
| 正誤          | 282頁11～12行目<br>例文187（和訳）  | …売主により発行、送付されるものとする。   | …売主により買主に対して発行、送付されるものとする。  |
| 正誤          | 282頁14～15行目<br>例文187（和訳）  | …の期間につき、年率14%、または、…  | …の期間につき、360日計算で、年率14%、または、…   |
| 正誤          | 283頁15行目<br>例文188（和訳）     | …米ドルで電信送金する方法で支払われる…   | …米ドルで電信送金する方法で行われる…   |
| 正誤          | 283頁下から10行目<br>例文188（和訳）  | …とともに、遅延利息として、支払い期日から…   | …とともに、支払い期日から…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前  | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|--|--|
| 正誤          | 284頁下から2行目<br>例文189（英文）     | …by the Purchases, insure for an…  | …by the Purchaser, insure for an…  |
| 正誤          | 285頁4行目<br>例文189（和訳）        | …（協会貨物約款）を附保する…  | …（協会貨物約款）の海上保険を附保する…   |
| 正誤          | 285頁5行目<br>例文189（和訳）        | 上記以外の追加の保険をかける…  | 買主の要請で上記以外の追加の保険をかける…  |
| 正誤          | 285頁下から2行目<br>例文190（和訳）     | …価格プラス110%の金額による…  | …価格プラス10%の金額による…   |
| 正誤          | 286頁5行目<br>例文190（和訳）        | …保険を附保する…  | …保険を買主の費用で附保する…  |
| 正誤          | 286頁最終行<br>例文191（和訳）        | 第__条 危険負担と所有権の移転   | 第__条 危険負担と所有権  |
| 正誤          | 287頁下から16行目<br>例文191（和訳）    | 第__条 危険負担と所有権の移転   | 第__条 危険負担と所有権  |
| 正誤          | 289頁下から12～13行目<br>例文193（和訳） | 売主は、本製品について、本条の上記規程のほかには、明示・黙示を問わず、商品性の保証も特定目的への適合性の保証なども何も保証がなく、また、保証をしないものとする。 | 売主は、本条に規定されている以外の製品に関して、明示的か黙示的かを問わず、商品性または特定目的への適合性に関する黙示的保証を含むがこれに限定されない、いかなる保証も行わず、ここに否認する。 |
| 修正          | 290頁下から13行目<br>例文194（和訳）    | …本製品が所有権   | …本製品に所有権   |
| 正誤          | 291頁下から8行目<br>例文195（英文）     | …(i) is normally cosumed in operation, or…                                       | …(i) is normally consumed in operation, or…  |
| 正誤          | 291頁下から4行目<br>例文195（和訳）     | 条文見出しなし  | 第__条 保証  |
| 修正          | 291頁下から4行目<br>例文195（和訳）     | …本製品が、素材   | …本製品に、素材   |
| 正誤          | 291頁下から2行目<br>例文195（和訳）     | 本条の上記に基づく売主の義務は…   | 本条の上記の保証に基づく売主の義務は…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                         | 修正前  | 修正後  |
|-------------|------------------------------|--|--|
| 修正          | 292頁3行目<br>例文195 (和訳)        | …いずれかの部分が、引き渡しの時…  | …いずれかの部分に、引き渡しの時…  |
| 正誤          | 293頁15行目<br>例文196 (和訳)       | 条文見出しなし  | 第 __ 条 保証  |
| 正誤          | 298頁2行目<br>例文199 (和訳)        | …第三者の正当な申立てはない…  | …第三者の正当なクレームはない…   |
| 正誤          | 298頁4～5行目<br>例文199 (和訳)      | … (その関連会社でない) 第三者から侵害の申立てを受けた場合は、買主はすみやかに書面で売主に通知するものとし、当該申立て…   | …その関連会社でない第三者から侵害のクレームを受けた場合は、買主はすみやかに書面で売主に通知するものとし、当該クレーム…   |
| 正誤          | 298頁8～13行目<br>例文199 (和訳)     | …売主は、その裁量と費用で、(i) 買主のために、買主が本製品を継続して使用できる権利を取得し、(ii) (第三者の知的財産権を侵害していてクレームが来た場合) 本製品またはその一部を侵害していない製品または部品に取り替え、(iii) 侵害しないように本製品を変更し、(iv) クレームを解決し、(v) 侵害している本製品を取り除き、売主が受領していた代金を返却し、または、(vi) クレームから防御するものとする。 | …売主は、その裁量と費用で、(i) 買主のために、買主が本製品を継続して使用できる権利を取得し、(ii) 本製品またはその一部を侵害していない製品に取り替え、(iii) 侵害しないように本製品を変更し、(iv) クレームを解決し、(v) 侵害している本製品を取り除き、買主から受領していた代金を返却し、または、(vi) クレームから防御するものとする。 |
| 正誤          | 298頁下から11～13行目<br>例文199 (和訳) | 部品、ならびに、(ii) 本製品と、売主が提供・販売していない製品・設備との組合せ、または、買主による本製品の変造によって、発生したクレーム。  | 部品、ならびに、(ii) 本契約に基づいて提供または販売されていない、または買主によって変造された製品または機器に対する侵害のクレーム。   |
| 正誤          | 299頁下から8行目<br>例文200 (英文)     | …surveyor of the quantity and quality…   | …surveyor of the quality and quantity…   |
| 正誤          | 300頁15～16頁<br>例文201 (和訳)     | 船積み前の本製品のメーカーによる本製品の検査をもって、品質、数量について、売主、買主間では最終とする。ただし、買主は、買主指定の検査   | 船積み前のメーカーによる本製品の検査をもって、品質、数量について、売主、買主間では最終とする。ただし、買主は、買主指定の独立した検査   |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                       | 修正前  | 修正後  |
|-------------|----------------------------|--|--|
| 正誤          | 301頁7～10行目<br>例文202（和訳）    | 本契約に <b>売主により基づき</b> 供給される本製品は、出荷前に売主の事務所で売主による予備的検査を受けるものとする。ただし、かかる検査は、最終目的地での引き渡し後に、本製品を検査する買主としてのELNOX（以下「買主」）の権利をいかなる意味でも損なわないものとする。  | 本契約に <b>基づき売主により</b> 供給される本製品は、出荷前に売主の事務所で売主による予備的検査を受けるものとする。ただし、かかる検査は、最終目的地での引き渡し後に本製品を検査する、 <b>または、不適合または瑕疵のある製品を拒絶する</b> 買主としてのELNOX（以下「買主」）の権利をいかなる意味でも損なわないものとする。 |
| 修正          | 302頁10行目<br>例文203（和訳）      | らない。買主が、上記の規定に従わない場合は、…  | らない。買主が上記の規定に従わない場合は、…   |
|             | 302頁12～16行目<br>例文203（和訳）   | 売主の本契約違反の場合には、買主の排他的な（ <b>唯一の</b> ）救済方法として、売主の責任の限度は、買主がその契約違反によって実際に被った直接的な損害に限られるものとし、 <b>その損害賠償額は、</b> いかなる場合も、 <b>契約違反が発生した本契約に定められた本製品の価格で売主が実際に受け取った金額</b> を超えないものとする。   | 売主の本契約違反の場合には、買主の排他的な救済方法として、売主の責任の限度は、買主がその契約違反によって実際に被った直接的な損害に限られるものとし、いかなる場合も、 <b>本契約に規定され、売主が実際に受け取った損害が発生した本製品の購入価格</b> を超えないものとする。                                |
|             | 303頁10行目<br>例文204（英文）      | …for the damages for loss of   | …for the damages <b>or</b> for loss of   |
|             | 303頁15行目<br>例文204（英文）      | …本契約のもとでの引き渡しの日…   | …本契約のもとでの <b>本製品</b> の引き渡しの日…  |
|             | 303頁下から6～11行目<br>例文204（和訳） | …売主が <b>それに対する責任のある</b> クレームの場合、売主は、売主の勘定において、当該不適合または瑕疵のある製品 <b>または部品</b> を修理するか、不適合 <b>または瑕疵</b> のある本製品または部品を適合する製品か部品に取り替えるか、 <b>または、損害額を返還するかを選択するオプション</b> を有するものとし、その返還額は、不適合 <b>または瑕疵</b> のある製品、または部品のインボイスの金額を超えないものとする。 | …売主が <b>責任を負う</b> クレームの場合、売主は、売主の勘定において、当該不適合または瑕疵のある製品を修理するか、不適合のある本製品または部品を適合する製品か部品に取り替えるか、 <b>または、不適合または瑕疵のある製品の請求金額を返還するかを選択するオプション</b> を有するものとする。                  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                      | 修正前   | 修正後  |
|-------------|---------------------------|---|--|
| 修正          | 303頁下から3～2行目<br>例文204（和訳） | …買主は、本契約により、引き渡された製品…   | …買主は、本契約により引き渡された製品…   |
| 正誤          | 304頁最終行<br>例文205（和訳）      | …または本製品のその後の購入に   | …または本製品のその後の購入者に   |
| 修正          | 305頁12行目<br>例文205（和訳）     | …または、本契約もしくは、適用法  | …または、本契約もしくは適用法  |
| 正誤          | 308頁9～13行目<br>例文207（和訳）   | …本契約書に規定する買主の引き取るべき四半期ごとの本製品の最低引取数量を、本契約書の規定により引き取ると定められた四半期の次の四半期の末日までに、その全部または一部について、買主が引き取らない場合は、買主は、引き取らなかつた数量の本製品につき、引き取られていれば、支払われるべき本製品の代金を支払うものとする。 | …本契約書の規定により引き取ると定められた四半期の次の四半期の末日までに、本契約書に規定する四半期ごとの本製品の最低引取数量をその全部または一部について、買主が引き取らない場合は、買主は、引き取るはずだった数量の本製品につき、引き取られていれば支払われるべき本製品の代金を売主に支払うものとする。 |
| 正誤          | 308頁14～15行目<br>例文207（和訳）  | …買主は、上記規定によって支払った数量の本製品を、代金を支払った四半期の次の四半期の末日までに引き取ることができる。  | …買主は、買主が引き取っていない数量に対して支払った数量の本製品を、代金を支払った四半期の次の四半期の末日までに引き取ることができる。  |
| 正誤          | 310頁12～14行目<br>例文207（和訳）  | 買主は、売主からかかる数量が販売に提供しうるとの通知を受け取った日から20日以内に、売主に対し、購入する数量を指定して購入の意思を連絡するものとする。   | 買主がかかる数量の本製品の全部または一部の購入を選択する場合は、買主は、売主からかかる数量を販売に提供しうるとの通知を受け取った日から20日以内に、売主に対し、購入する数量を指定して購入の意思を連絡するものとする。  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前  | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|--|--|
| 正誤          | 310頁15～19行目<br>例文207（和訳）    | 買主がかかる数量の全部または一部の購入を希望しない場合は、買主はその意思を買主に連絡するものとし、買主は何ら購入する義務を負わないものとする。<br>買主が当該20日以内にその選択の意思を連絡するのを怠った場合は、買主は、オファーされた数量の製品を購入する権利を放棄したものとみなされるものとする。  | 買主が本条に基づきオファーされた本製品の全部または一部の購入を希望しない場合は、買主はその意思を売主に連絡するものとし、買主は売主から購入する義務を負わないものとする。<br>買主が当該20日以内にその選択の意思を売主に連絡するのを怠った場合は、買主は、オファーされた数量の製品を購入する権利を放棄したものとみなされるものとする。  |
| 正誤          | 312頁8行目<br>例文208（和訳）        | …を解決、克服できるように、本契約の条件を変更できるように…   | …を解決、克服するため、本契約の条件を変更すべく…  |
| 正誤          | 312頁下から12行目<br>例文208（解説）    | …「相互に協議し、解決に務める」という…   | …「相互に協議し、解決に努める」という…   |
| 正誤          | 315頁最終行～下から8行目<br>例文209（和訳） | 本販売店契約（「本契約」）は、米国カリフォルニア州 _____ に主な事務所を有する _____ 州法に基づき、設立された法人であるLARA WHITE社（以後、「LARA WHITE」または、「メーカー」）と、日本国東京都 _____ に主たる事務所を有し、日本法に基づき、設立された法人であるELNOX CORPORATION（以後、「ELNOX」または「販売店」）との間に20__年4月__日に締結されたものである（各当事者を表すのに、「当事者」、両当事者を集合的に表すのに、「両当事者」を使うことがある）。<br>両当事者は、次のとおり、合意する。 | 本販売店契約（「本契約」）は、米国カリフォルニア州 _____ に主な事務所を有する米国 _____ 州法に基づき設立された法人であるLARA WHITE社（以後、「LARA WHITE」または「メーカー」）と、日本国東京都 _____ に主たる事務所を有し、日本法に基づき設立された法人であるELNOX CORPORATION（以後、「ELNOX」または「販売店」）との間に20__年4月__日（「発効日」）に締結されたものである（各当事者を表すのに、「当事者」、両当事者を集合的に表すのに、「両当事者」を使うことがある）。<br>両当事者は、次のとおり、合意する。 |
| 正誤          | 316頁12～14行目<br>例文210（和訳）    | 前文に規定する大文字の用語に加えて、本契約で大文字で表記される用語は、本第1条において、付与した定義上の意味を有し、また、単数は、複数を含むものとする。   | 前文に規定する大文字で始まる用語に加えて、本契約で大文字で始まる用語は、本第1条において付与した定義上の意味を有し、また、単数および複数を含むものとする。  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                         | 修正前   | 修正後   |
|-------------|------------------------------|---|---|
| 正誤          | 316頁最終行～317頁2行目<br>例文211（和訳） | …コントロールし、コントロールされ、または、共通のコントロールのもとにある他の事業体のことを指す。ただし、その事業（ <b>関連会社</b> ）について                | …コントロールし、 <b>かかる事業体に</b> コントロールされ、または、 <b>かかる事業体と</b> 共通のコントロールのもとにある他の事業体のことを指す。ただし、その <b>事業体</b> について |
| 正誤          | 317頁下から3行目<br>例文212（和訳）      | …発効日を初日とする1 <b>歴</b> 年間を指すもの…   | …発効日を初日とする1 <b>暦</b> 年間を指すもの…   |
| 正誤          | 318頁2～3行目<br>例文212（和訳）       | …費用のことを指し、両当事者の相互の書面による…  | …費用のことを指し、 <b>別紙Aは</b> 、両当事者の相互の書面による…  |
| 修正          | 319頁9行目<br>例文213（和訳）         | … <b>いかなる</b> 、そして、すべての…  | … <b>あらゆる</b> 、そして、すべての…  |
| 正誤          | 319頁11行目<br>例文213（和訳）        | …書面、 <b>電磁</b> 情報または…   | …書面、 <b>磁気</b> 情報または…   |
| 正誤          | 319頁13行目<br>例文213（和訳）        | … <b>ものをいう</b> 。  | … <b>もの、または</b> 、   |
| 正誤          | 319頁14～16行目<br>例文213（和訳）     | … <b>秘密情報の開示の時に秘密であることを指定されたものと</b> 、口頭または無形の方法で開示され、その開示の後の合理的な期間に書面でまとめられたものを <b>指す</b> 。 | …口頭または無形の方法で開示された <b>もので、情報の開示の時に秘密であることを指定され</b> 、その開示の後の合理的な期間に書面でまとめられたもの、                           |
| 正誤          | 319頁17～18行目<br>例文213（和訳）     | …製品のデザイン、 <b>操作説明</b> 、ソフトウェアならびにハードウェア、アルゴリズムならびにその <b>補強</b> 、および開発計画を含む「技術情報」            | …製品のデザイン、 <b>動作特性</b> 、ソフトウェアならびにハードウェア、アルゴリズムならびにその <b>実装</b> 、および開発計画を含む「技術情報」、 <b>および</b>            |
| 正誤          | 319頁20～21行目<br>例文213（和訳）     | …ただし、受領者が…  | …ただし、 <b>秘密情報は</b> 、受領者が…   |
| 正誤          | 319頁22～23行目<br>例文213（和訳）     | …本契約に違反することなく、 <b>(現在)</b> 公衆に提供され、または、 <b>(今後)</b> 提供される情報、                                | …本契約に違反することなく、現在公衆に提供され、または、今後提供される情報、  |
| 正誤          | 319頁下から3行目<br>例文213（和訳）      | …開示する権利を有する第三者から適法に取得した情報、  | …開示する権利を有する第三者から適法に取得した情報、 <b>または</b>   |
| 修正          | 319頁下から2行目<br>例文213（和訳）      | …開示者の書面のリリース <b>(開示)</b> 許諾により、…  | …開示者の書面のリリース <b>(開示)</b> 許諾により、…  |



| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                      | 修正前  | 修正後   |
|-------------|---------------------------|--|---|
| 正誤          | 319頁版面下末端<br>例文213閉じ部分    |  | 背景網掛けの末端を丸く<br>※例文213末尾のため  |
| 正誤          | 320頁下から8～9行目<br>例文215タイトル | …「 <b>配送</b> 計画（Delivery Schedule）」…   | …「 <b>引渡し</b> 計画（Delivery Schedule）」…   |
| 正誤          | 321頁9～17行目<br>例文215（和訳）   | <p>1.8 「<b>配送</b>」とは、受諾された注文書に従った本製品のLARA WHITEによる占有の移転のことを指し、LARA WHITE工場渡し条件で引き渡され、注文書に記載された販売店の所在地向けの<b>輸送</b>のマークのあるLARA WHITEの標準的なコンテナで<b>輸送されるものであり、その引渡しの時に、滅失毀損の危険と権限（所有権）が販売店に移転するものである</b>。ただし、LARA WHITEは、30日の<b>事前</b>の書面による通知により、<b>引渡し</b>地点を変更することができる。</p> <p>1.9 「<b>配送</b>計画」とは、受諾された注文書に従った本製品の販売店への<b>配送のスケジュール</b>のことを指す。</p> | <p>1.8 「<b>引渡し</b>」とは、受諾された注文書に従った本製品のLARA WHITEによる占有の移転のことを指し、注文書に記載された販売店の所在地向けの<b>出荷用</b>マークのあるLARA WHITEの標準的なコンテナで<b>出荷用に梱包され、LARA WHITEの工場から出荷される時点で滅失毀損の危険と権原（所有権）は販売店に移転する</b>。ただし、LARA WHITEは、30日<b>前</b>の書面による通知により、<b>出荷</b>地点を変更することができる。</p> <p>1.9 「<b>引渡し</b>計画」とは、受諾された注文書に従った本製品の販売店への<b>引渡しのための出荷計画</b>のことを指す。</p> |
| 正誤          | 322頁2～8行目<br>例文215（解説）    | <p>1.8A 「<b>配送</b>」とは、受諾された注文書に従った本製品のLARA WHITEによる占有の移転のことを指し、<b>CIF条件の販売店指定の荷揚げ港</b>向けの輸送用に梱包され、<b>注文書に記載された荷揚げ港向けに</b>サンフランシスコで船積みされるものとする。本製品がその船積み港で、本船に積み込まれた時点で、その滅失毀損のリスクと所有権（権原）は、LARA WHITEから販売店に移るものとする。CIF条件は、2020年インコタームズ規則により解釈される。</p>  | <p>1.8A 「<b>引渡し</b>」とは、受諾された注文書に従った本製品のLARA WHITEによる占有の移転のことを指し、<b>注文書に記載された荷揚げ港向け</b>の輸送用に梱包され、<b>CIF条件で</b>サンフランシスコで船積みされるものとする。本製品がその船積み港で、本船に積み込まれた時点で、その滅失毀損のリスクと所有権（権原）は、LARA WHITEから販売店に移るものとする。CIF条件は、2020年インコタームズ規則により解釈される。</p>   |
| 正誤          | 322頁12行目<br>例文216タイトル     | …「 <b>価格</b> スケジュール（Price Schedule）」…  | …「 <b>価格</b> 計画（Price Schedule）」…   |
| 正誤          | 322頁最終行<br>例文216（和訳）      | …発明ならびに表現を有形物 <b>で</b>   | …発明ならびに表現を有形物 <b>に</b>  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前  | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|--|--|
| 正誤          | 323頁11～13行目<br>例文216（和訳）    | 1.14 「価格スケジュール」とは、LARA WHITEにより随時決定される本製品の価格、ならびに、適用される数量割引のスケジュール（一覧表）を指す。  | 1.14 「価格計画」とは、LARA WHITEにより随時書面化される本製品の価格ならびに適用可能な数量割引の計画を指す。  |
| 正誤          | 324頁5～8行目<br>例文217（和訳）      | 1.17 「注文書」とは、本契約により、適用される価格、配送スケジュールに基づき、本製品の購入のために発行される販売店の標準的な注文書を指し、万一、その注文書の条件が本契約の条件と重要な点で異なる場合は、本契約書の条件が優先するものとする。     | 1.17 「注文書」とは、本契約により、適用される価格、引渡し計画に基づき、本製品の購入のために発行される販売店の標準的な注文書を指し、万一、その注文書の条件が本契約の条件と重要な点で異なる場合は、本契約の条件が優先するものとする。 |
| 正誤          | 324頁12行目<br>例文217（和訳）       | 1.19 「更新期間」とは、年間期間の最終日の直前の60日間を指す。   | 1.19 「更新期間」とは、1年間の最終日の直前の60日間を指す。  |
| 正誤          | 325頁最終行～下から2行目<br>例文218（和訳） | 1.24 「保証期間」とは、各製品について、それぞれの地点での引渡しから12か月を指す。   | 1.24 「保証期間」とは、各製品について、それぞれの製品の引渡しから12か月を指す。  |
| 正誤          | 327頁4～7行目<br>例文219（和訳）      | 第2条 販売店としての指定とその受諾<br>2.1 本契約に従って、LARA WHITEは、本契約により販売店を本製品の販売地域における販売店に指定し、販売店は、本契約によりその指定を受諾する。                            | 第2条 非独占的販売店としての指定<br>2.1 本契約に従って、LARA WHITEは、本契約により販売店を本製品の販売地域における非独占的販売店に指定し、販売店は、本契約によりその指定を受諾する。                 |
| 正誤          | 327頁11～14行目<br>例文219（和訳）    | 2.3 LARA WHITEは、販売店に対し将来の製品の情報を提供し、また、十分な製品説明書ならびにすべての製品を効果的に販売できるように研修を受ける機会を提供するよう、商業的に合理的な努力を尽くすものとする。                    | 2.3 LARA WHITEは、すべての製品を効果的に販売できるよう、販売店に対し将来の製品の情報を提供し、また、十分な製品説明書ならびに研修を受ける機会を提供するよう、商業的に合理的な努力を尽くすものとする。            |
| 正誤          | 327頁下から4～7行目<br>例文219（和訳）   | 2.5 販売店は、本有効期間中、本契約におけるその義務の履行に関連して、あらかじめ（LARA WHITEにより）周知させた標準的な条項と条件を含み、それに限定されない、その時有効なすべてのLARA WHITEの方針ならびに手続を遵守するものとする。 | 2.5 販売店は、本有効期間中、本契約におけるその義務の履行に関連している標準的な条項を含み、それに限定されない、その時有効なすべてのLARA WHITEの方針ならびに手続を遵守するものとする。                    |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前  | 修正後   |
|-------------|-----------------------------|--|---|
| 正誤          | 327頁最終行～下から3行目<br>例文219（和訳） | 2.6 販売店は、本契約のもとで、自身が引き受けた本製品の販売に関する義務の遂行についての忠誠と矛盾する利害の立場や環境に自身を置くことや行為をすることを避けるものとする。 | 2.6 販売店は、本契約のもとで、自身が引き受けた本製品の販売に関する義務の遂行について、利益相反または忠誠に相反するようなあらゆる状況や行為を避けるものとする。 |
| 正誤          | 328頁5行目<br>例文220（英文）        | …has not offered, paid or promised…  | …has not offered, paid or promised…   |
| 正誤          | 329頁6行目<br>例文221（英文）        | …which LARA WHITE’s good faith…  | …which reflects LARA WHITE’s good faith…  |
| 正誤          | 329頁下から2行目<br>例文221（英文）     | 第3条 販売店による商品の購入と販売の条件  | 第3条 販売店による製品の購入と販売の条件   |
| 正誤          | 330頁1～3行目<br>例文221（和訳）      | 3.1.1 本契約の有効期間中、販売店は、希望する配送スケジュールに従って、本製品の引渡し（配送）のための注文書を発行することができる。                   | 3.1.1 本契約の有効期間中、販売店は、希望する引渡し計画に従って、本製品の引渡しのための注文書を発行することができる。                     |
| 正誤          | 330頁6行目<br>例文221（和訳）        | 3.1.2.1 かかる注文書の受諾または拒絶   | 3.1.2.1 かかる注文書の受諾または拒絶、および、   |
| 正誤          | 330頁7～8行目<br>例文221（和訳）      | …反映した引渡し（配送）スケジュール。ただし、…   | …反映した引渡し計画。ただし、…  |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                      | 修正前   | 修正後  |
|-------------|---------------------------|---|--|
| 正誤          | 330頁15行目～最終行<br>例文221（和訳） | <p>3.1.3 注文書の受諾の通知の受領後3日以内であれば、販売店は、<b>引渡しスケジュール</b>の変更を要請できるものとし、LARA WHITEは、<b>引渡しスケジュール</b>について誠実に交渉することに合意するものとするが、もし両当事者が14日以内に<b>引渡しスケジュールの変更</b>について合意できないときは、かかる注文書は拒絶されたものとみなされる。</p> <p>3.1.4 注文書の受諾は、下記のうち<b>一番遅い日</b>とする。</p> <p>3.1.4.1 もし、販売店が第3.1.3項により<b>適時にスケジュール</b>の変更を要請しなかったときは、かかる注文書のLARA WHITEによる受諾の通知の日。</p> <p>3.1.4.2 第3.1.3項による<b>引渡しスケジュール</b>についての合意がなされた日。また、かかる注文書は、その受諾の日に有効な<b>価格スケジュール（表）</b>に従うものとする。</p> | <p>3.1.3 注文書の受諾の通知の受領後3日以内であれば、販売店は、<b>引渡し計画</b>の変更を要請できるものとし、LARA WHITEは、<b>引渡し計画</b>について誠実に交渉することに合意するものとするが、もし両当事者が14日以内に<b>引渡し計画</b>について合意できないときは、かかる注文書は拒絶されたものとみなされる。</p> <p>3.1.4 注文書の受諾は、下記のうち<b>いずれか遅い日</b>とする。</p> <p>3.1.4.1 もし、販売店が第3.1.3項により<b>引渡し計画</b>の変更を要請しなかったときは、かかる注文書のLARA WHITEによる受諾の通知の日、または、</p> <p>3.1.4.2 第3.1.3項による<b>引渡し計画</b>についての合意がなされた日。また、かかる注文書は、その受諾日に有効な<b>価格計画</b>に従うものとする。</p> |
| 正誤          | 331頁2行目<br>例文222タイトル      | …変更と <b>解除</b> …  | …変更と <b>解約</b> …   |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                            | 修正前   | 修正後  |
|-------------|---------------------------------|---|--|
| 正誤          | 331頁最終行～332頁11行目<br>例文222（和訳）   | <p>3.1.5 注文書の受諾以降で、その履行の前はいつでも、販売店は以下の（変更、解除）要請をすることができる。</p> <p>3.1.5.1 引渡しスケジュールの変更。LARA WHITEは、かかる引渡しスケジュールについて、誠意をもって、交渉することに合意するが、販売店からの引渡しスケジュールの変更の要請がLARAWHITEにより、要請を受諾されてから、10日以内に合意に達しないときは、かかる変更要請は、かかる注文書を解除するように販売店よりなされたものとみなすものとする。そして、販売店は、かかる要請の発効日に有効なすべての解除費用を支払うものとする。</p> <p>3.1.5.2 かかる注文書の解除。販売店は、かかる要請の発効日において有効なすべての解除手数料を支払うものとする。</p> <p>3.1.6 LARA WHITEは、引渡しスケジュールに合致するように商業的に合理的な努力を尽くすものとする。</p> | <p>3.1.5 注文書の受諾以降で、その履行の前はいつでも、販売店は以下の（変更、解約）要請をすることができる。</p> <p>3.1.5.1 引渡し計画の変更。LARA WHITEは、かかる引渡し計画について、誠意をもって、交渉することに合意するが、販売店からの引渡し計画の変更の要請がLARAWHITEにより受諾されてから、10日以内に合意に達しないときは、かかる変更要請は、かかる注文書を解約するように販売店よりなされたものとみなすものとする。そして、販売店は、かかる要請の発効日に有効なすべての解約手数料を支払うものとする。</p> <p>3.1.5.2 かかる注文書の解約。販売店は、かかる要請の発効日において有効なすべての解約手数料を支払うものとする。</p> <p>3.1.6 LARA WHITEは、引渡し計画に合致するように商業的に合理的な努力を尽くすものとする。</p> |
| 修正          | 332頁12行目<br>例文222（和訳）           | …本製品の各引渡しの7日以内…   | …本製品の各引渡しから7日以内…   |
| 正誤          | 332頁下から3行目～333頁1行目<br>例文223（和訳） | <p>3.2 販売店による販売報告</p> <p>3.2.1 販売店は、各歴月の最終日から20日以内に、LARA WHITEに対し下記に定める事項を記述した販売ならびに在庫報告を提出するものとする。</p>   | <p>3.2 販売報告</p> <p>3.2.1 販売店は、各暦月の最終日から20日以内に、LARA WHITEに対し下記に定める事項を記述した販売ならびに在庫報告を提出するものとする。</p>  |
| 正誤          | 333頁6行目<br>例文223（解説）            | …解除手数料等の…   | …解約手数料等の…  |
| 正誤          | 334頁12行目<br>例文224（和訳）           | …終了したときは、（かかる許諾は）消滅…  | …終了したときは、かかる許諾は消滅…   |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                      | 修正前  | 修正後  |
|-------------|---------------------------|--|--|
| 正誤          | 335頁3～6行目<br>例文225（和訳）    | 4.4 本契約の期間中、販売店は、自身がLARA WHITE標章を付した本製品について許諾された販売店であることを、公衆に対し示す権利を有する。販売店は、LARA WHITEにより本製品に対し適用されたいかなる標章も変更または取り除いてはならない。   | 4.4 本契約の期間中、販売店は、自身がLARA WHITE標章を付した本製品について許諾された販売店であることを、公衆に対し示す権利を有する。   |
| 正誤          | 337頁6～下から7行目<br>例文226（和訳） | 5.5 受領者は、開示者から受領したすべての秘密情報は開示者の財産であり、かつ、そうあり続けること、また、かかる秘密情報は、開示者の明確な許可なしには、複製または再生産されてはならないものとする。ただし、かかるコピー（複製）が意図された目的を達成するために合理的に必要とされる場合は、例外とすることに合意する。<br>開示者の書面による要請があるときは、受領者は、開示者のすべての秘密情報の使用をただちに取りやめ、また、開示者の選択により、手もとにある秘密情報またはその派生物（かかる秘密情報が翻訳、変更、集合、短縮されたもの、または、秘密情報が改作、変形または翻案されたものを含む）のすべてのハードコピーを破棄または開示者に返却するものとし、また、オンライン上の電子情報化されたコピーを除去するものとする。<br>ただし、受領者は、秘密情報のコピーの一部を保有することができるものとし、それは、本契約に関して紛争が生じた場合にのみ、使用されるものとする。上記にかかわらず、いずれの当事者も、その通常の過程で発生するコンピュータ上のバックアップファイルは破棄または変更することは要求されないものとするが、かかるファイルは、第9.8項に定める期間中、本契約の条件に従って、秘密保持を図るものとする。 | 5.5 受領者は、開示者から受領したすべての秘密情報は開示者の財産であり、かつ、そうあり続けること、また、かかる秘密情報は、開示者の明確な許可なしには、複製または再生産されてはならないことに合意する。ただし、かかるコピー（複製）が意図された目的を達成するために合理的に必要とされる場合は、例外とする。<br>開示者の書面による要請があるときは、受領者は、開示者のすべての秘密情報の使用をただちに取りやめ、また、開示者の選択により、手もとにある秘密情報またはその派生物（かかる秘密情報が翻訳、変更、集合、短縮されたもの、または、秘密情報が改作、変形または翻案されたものを含む）のすべてのハードコピーを破棄または開示者に返却するものとし、また、すべてのオンライン上の電子情報化されたコピーを除去するものとする。<br>ただし、受領者は、秘密情報のコピーを1部保有することができるものとし、それは、本契約に関して紛争が生じた場合にのみ、使用されるものとする。<br>上記にかかわらず、いずれの当事者も、その通常の過程で発生するコンピュータ上のバックアップファイルを破棄または変更することは要求されないものとするが、かかるファイルは、第9.8項に定める期間中、本契約の条件に従って、秘密保持を図るものとする。 |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                         | 修正前  | 修正後  |
|-------------|------------------------------|--|--|
| 正誤          | 338頁最終行～下から2行目<br>例文227 (和訳) | しかしながら、第5.6項、第5.7項は、受領者に対し、開示者の知的財産について使用許諾を認めるものとみなされてはならない。  | しかしながら、これら第5.7項、第5.8項は、受領者に対し、開示者の知的財産について使用許諾を与えるものとみなされてはならない。   |
| 正誤          | 341頁13行目<br>例文228 (和訳)       | 第6条 本製品の品質の保証  | 第6条 本製品の保証   |
| 正誤          | 341頁20～22行目<br>例文228 (和訳)    | (i) それが、意図された用途で顧客に使用されていたこと。<br>(ii) LARA WHITEの承認なしに変更されていないこと。<br>(iii) 異常な物理的または電磁的な圧迫を受けていないこと。 | (i) それが、意図された用途で顧客に使用されていたこと、<br>(ii) LARA WHITEの承認なしに変更されていないこと、<br>(iii) 異常な物理的または電気的な圧迫を受けていないこと、および、 |
| 正誤          | 341頁下から3～4行目<br>例文228 (和訳)   | (i) LARA WHITEが、適合しないことについての書面による通知を受領したこと。  | (i) LARA WHITEが、適合しないことについての書面による通知を受領したこと、  |
| 正誤          | 342頁下から3～5行目<br>例文228 (和訳)   | …修理または他の不適切な誤用の結果でないと認定すること。ただし、取り替えられた本製品についての交換保証は、(不適合品の)経過していない保証期間…                             | …修理または他の誤用の結果でないと認定すること。ただし、取り替えられた本製品についてのLARA WHITEによる保証は、経過していない保証期間…                                 |
| 正誤          | 343頁3行目<br>例文229 (和訳)        | 6.4 適用法により、最大限に許容される限度で…   | 6.4 適用法により最大限に許容される限度で…  |
| 正誤          | 344頁2行目<br>例文230 (和訳)        | …however, that, LARA WHITE, …  | …however, that, in case LARA WHITE, …  |
| 正誤          | 344頁下から11行目<br>例文230 (和訳)    | …費用負担で (以下について) すべて商業的に…   | …費用負担で商業的に…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前   | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|---|--|
| 正誤          | 344頁最終行～下から6行目<br>例文230（和訳） | <p>(ii) 本製品を、本契約のすべての要求を満たす、もしくは、<b>実質的に同様に被侵害品のもの</b>に取り替えること。</p> <p>ただし、LARA WHITEがその単独の判断で、第7.2 (i) 項も、第7.2 (ii) 項も商業的に合理的でないと判断したときは、LARA WHITEは本製品の返却を受け、それに対する購入価格と輸送費（<b>価格</b>）を信用供与するものとする。</p>   | <p>(ii) 本製品を、<b>本契約のすべての要件に実質的に適合する、権利侵害にならない代替品</b>に取り替えること。ただし、LARA WHITEがその単独の判断で、第7.2 (i) 項も、第7.2 (ii) 項も商業的に合理的でないと判断したときは、LARA WHITEは本製品の返却を受け、それに対する購入価格と輸送費を信用供与するものとする。</p>   |
| 正誤          | 345頁下から12～4行目<br>例文231（和訳）  | <p>7.3 LARA WHITEは、以下の<b>使用</b>に基づくクレームについては、本第7条による責任を負わないものとする。</p> <p>(i) LARA WHITEにより提供されたのではない他の部品、設備、またはソフトウェアとの組み合わせによる本製品の使用、</p> <p>(ii) 販売店に対する引渡し後に改造、作り替えられた本製品、または、</p> <p>(iii) たとえ、LARA WHITEがあらかじめ販売店からそのような使用について知らされていたとしても、本製品の不適切な扱い方、</p> <p>7.4 本第7条は、LARA WHITEの知的財産権にかかわるすべての責任を規定したものである。</p> | <p>7.3 LARA WHITEは、以下に基づくクレームについては、本第7条による責任を負わないものとする。</p> <p>(i) <b>本契約のもとで</b>LARA WHITEにより提供されたのではない他の部品、設備、またはソフトウェアとの組み合わせによる本製品の使用、<b>または、</b></p> <p>(ii) 販売店に対する引渡し後に改造<b>され、または</b>作り替えられた本製品、または、</p> <p>(iii) たとえ、LARA WHITEがあらかじめ販売店からそのような使用について知らされていたとしても、本製品の不適切な扱い方。</p> <p>7.4 本第7条は、LARA WHITEの知的財産権の<b>侵害</b>にかかわるすべての責任を規定したものである。</p> |
| 正誤          | 346頁14～20行目<br>例文232（和訳）    | <p>8.1 本契約に基づき、他方の当事者から主張されるクレームで問われるいずれかの当事者に（<b>賠償</b>）責任額総額については、以下のうちいずれか高い方とする。</p> <p>(i) 5万米ドル、もしくは</p> <p>(ii) 本契約に基づき、その責任を発生させる原因となった当該<b>自己</b>が発生する前の12か月間に販売店によりLARA WHITEに対して支払われた金額。</p>   | <p>8.1 本契約に基づき、他方の当事者から主張されるクレームで問われるいずれかの当事者の<b>責任額総額</b>については、以下のうちいずれか高い方に<b>制限されるもの</b>とする。</p> <p>(i) 5万米ドル、もしくは</p> <p>(ii) 本契約に基づき、その責任を発生させる原因となった当該<b>事象</b>が発生する<b>直前</b>の12か月間に販売店によりLARA WHITEに対して支払われた、<b>または支払われるべき</b>金額。</p>   |



| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                     | 修正前   | 修正後  |
|-------------|--------------------------|---|--|
| 正誤          | 347頁9～16行目<br>例文233（和訳）  | 8.2 法によって否認することが許容される最大限度において、いずれの当事者も、（相手方に対し、）本契約から生じる、あるいは、本製品の使用または販売・使用ができないことから発生する商業的利益の喪失、ビジネス中断、ビジネス情報の喪失のほか、これらに類似するものを含み、それらに限定されない、知的財産権の侵害、結果的・間接的・付随的・懲罰的・特別な損害賠償に対して責任を負わないものとし、たとえ、その当事者がかかる損害の可能性について知らされていたとしても同様とする。 | 8.2 法律により免責される限りにおいて、いずれの当事者も、事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失を含むがこれらに限定されない、結果的、間接的、付随的、懲罰的、または特別な損害について責任を負わないものとする。<br>知的財産の侵害、本契約または製品の使用もしくは販売もしくは使用不能に起因する損害については、たとえ当事者がそのような損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負わないものとする。 |
| 正誤          | 348頁15～16行目<br>例文234（和訳） | …本契約は、その年間の有効期間の終了日を…   | …本契約は、その1年間の終了日を…  |
| 正誤          | 348頁18行目<br>例文234（和訳）    | …前の（解除）通知で解除…   | …前の通知で解除…  |
| 正誤          | 348頁19～22行目<br>例文234（和訳） | 9.4 いずれの当事者も、他方の当事者が本契約の重大な違反に陥った場合は、当事者は、いつでもその違反があり次第、書面通知を行い、（その違反当事者が）通知後30日以内に、治癒できない場合は、本契約を解除できるものとする。   | 9.4 相手方当事者が本契約に重大な違反を犯し、書面による通知後30日以内にその違反を是正しない場合、いずれの当事者も、相手方当事者に書面で通知することにより、いつでも直ちに本契約の履行を停止し、および／または解除することができる。   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                          | 修正前  | 修正後  |
|-------------|-------------------------------|--|--|
| 正誤          | 349頁19行目～350頁3行目<br>例文235（和訳） | <p>9.5 本契約の終了の際は、LARA WHITEは、本製品のもとの購入価格から販売店がその本製品について受け取った価格割引（クレジット）を差し引いた金額で買い戻すことができるものとし、<b>かかる</b>終了を求めた当事者が、その輸送費を負担、支払うものとする。</p> <p>9.6 第9.4項に従って、販売店の随意の<b>判断</b>で、販売店により解除されたときは、LARA WHITEは、</p> <p>(i) 終了前にLARA WHITEにより受諾されたすべての<b>買</b><b>い注文</b>を、本契約の条件に従って履行することを継続する。または、</p> <p>(ii) 販売店から、そのとき販売店に在庫しているすべての本製品を購入価格で買い戻し、LARA WHITEがその返却<b>運</b>送費を負担、支払うものとする。</p> <p>9.7 第9.4項に従って、LARA WHITEの随意の選択で、LARA WHITEにより、本契約が解除されたときは、LARA WHITEは、販売店から販売店のすべての在庫を、本製品のもとの購入価格から、販売店がその本製品について、受け取った価格割引（クレジット）を差し引いた金額で買い戻すものとし、販売店がその返却輸送費を負担、支払うものとする。</p> | <p>9.5 本契約の終了の際は、LARA WHITEは、<b>その時点における本製品のすべての販売店在庫について</b>、本製品のもとの購入価格から販売店がその本製品について受け取った価格割引（クレジット）を差し引いた金額で買い戻すことができるものとし、<b>第9.2項に定める</b>終了を求めた当事者が、その輸送費を負担、支払うものとする。</p> <p>9.6 第9.4項に従って、販売店の随意の<b>選択</b>で、販売店により<b>本契約が</b>解除されたときは、LARA WHITEは、</p> <p>(i) 終了前にLARA WHITEにより受諾されたすべての<b>注</b><b>文書</b>を、本契約の条件に従って履行することを継続する。または、</p> <p>(ii) 販売店から、そのとき販売店に在庫しているすべての本製品を購入価格で買い戻し、LARA WHITEがその返却<b>輸</b>送費を負担、支払うものとする。</p> <p>9.7 第9.4項に従って、LARA WHITEの随意の選択で、LARA WHITEにより本契約が解除されたときは、LARA WHITEは、販売店から販売店のすべての在庫を、本製品のもとの購入価格から、販売店がその本製品について受け取った価格割引（クレジット）を差し引いた金額で買い戻す<b>ことができる</b>ものとし、販売店がその返却輸送費を負担、支払うものとする。</p> |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                        | 修正前  | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|--|--|
| 正誤          | 350頁下から8行目～最終行<br>例文236（和訳） | 9.8 本契約に基づき移転（開示）されたソースコード以外の秘密情報の各事項については、秘密情報各項目を受領者が最初に受領した日から5年間、第5条の規定が適用されるものとする。本契約に基づき、全部または一部、移転（開示）されたソースコードについては、受領者が、 <b>その時まで</b> に、そのようなソースコードが受領者の行為によらずに公知になっているか、または、一般的に知られてしまっていることを法的に許容される証拠のみに基づき立証される時まで、第5条の規定は、引き続き有効とする。 | 9.8 本契約に基づき移転（開示）されたソースコード以外の秘密情報の各事項については、秘密情報各項目を受領者が最初に受領した日から5年間、第5条（ <b>秘密保持</b> ）の規定が適用されるものとする。<br>本契約に基づき、全部または一部、移転（開示）されたソースコードについては、受領者が、そのようなソースコードが受領者の行為によらずに公知になっているか、または、一般的に知られてしまっていることを法的に許容される証拠のみに基づき立証 <b>できる</b> 時まで、第5条の規定は、引き続き有効とする。 |
| 正誤          | 351頁8行目<br>例文237（和訳）        | …には、 <b>関連する</b> 第3条、第5条…  | …には、第3条、第5条…   |
| 正誤          | 352頁10～14行目<br>例文238（和訳）    | (iii) 受領書を要求する方式の書留郵便により、実際に受領書に記載されている日付<br>通知は、第1.20項に記載の代表者、または、どちらかの当事者が書面による通知（受領先）を指示した他の受領者宛に送付されるものとする。  | (iii) 受領書を要求する方式の <b>配達証明または</b> 書留郵便により、実際に受領書に記載されている日付<br>通知は、 <b>両当事者</b> 、第1.20項に記載の代表者、または、どちらかの当事者が書面による通知（受領先）を指示した他の受領者宛に送付されるものとする。  |
| 正誤          | 352頁下から3行目～最終行<br>例文239（和訳） | 10.2 本契約は、適用法選択ルールにかかわらず、米国カリフォルニア州の実体法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。<br>国連 <b>動産</b> 売買法条約（CISG）の適用は、明示的に排除される。   | 10.2 本契約は、適用法選択ルールにかかわらず、米国カリフォルニア州の実体法に準拠し、同法に従って解釈、 <b>履行される</b> ものとする。<br>国連 <b>物品統一</b> 売買法条約（CISG）の適用は、明示的に排除される。   |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                         | 修正前   | 修正後   |
|-------------|------------------------------|---|---|
| 正誤          | 354頁6行目～355頁2行目<br>例文240（和訳） | <p>10.3 当事者は、本契約から発生するあらゆる紛争について、まず、かかる紛争を、第1.20項に定める代表者（Representative）または当事者により指定された、<b>その他の</b>最終的に解決する権限を有する役員または役職者による誠実な交渉により、解決を図るものとする。</p> <p>万一、かかる交渉が30日以内に解決できないときは、両当事者は、東京地方裁判所の拘束力のない調停に付託するものとし、その時有効な調停手続に従い、<b>（調停を）</b>行うものとする。</p> <p>もし、かかる調停がこの追加の30日以内に紛争を成功裡に解決できないときは、いずれの当事者も、本紛争を — _____ 仲裁協会の規則による単独仲裁人による<b>仲裁</b>に付託できるものとする。</p> <p>もし、販売店がLARA WHITEとの<b>仲裁</b>について仲裁を求めるときは、仲裁場所はカリフォルニア州サンフランシスコとし、また、LARA WHITEが販売店との紛争について仲裁を求めるときは、仲裁場所は日本国東京とする。</p> <p>本項に基づき提起された仲裁ならびにその下で判断されるすべての紛争は、第10.2条に規定する法に準拠するものとする。</p> <p>10.4 両当事者が別途合意しない限り、仲裁人は専門家を指名する権限を有しない。<b>（仲裁に）</b>勝った側の当事者は、仲裁人が判断したときは、その合理的な弁護士料、</p> | <p>10.3 <b>両</b>当事者は、本契約から発生するあらゆる紛争について、まず、第1.20項に定める代表者（Representative）または<b>両</b>当事者により指定された、<b>かかる紛争を</b>最終的に解決する権限を有する<b>その他の</b>役員または役職者による誠実な交渉により、解決を図るものとする。</p> <p>万一、かかる交渉が30日以内に解決できないときは、両当事者は、東京地方裁判所の拘束力のない調停に付託するものとし、その時有効な調停手続に従い、行うものとする。</p> <p>もし、かかる調停がこの追加の30日以内に紛争を成功裡に解決できないときは、いずれの当事者も、本紛争を _____ 仲裁協会の規則による単独仲裁人による<b>拘束力のある</b>仲裁に付託できるものとする。</p> <p>もし、販売店がLARA WHITEとの<b>紛争</b>について仲裁を求めるときは、仲裁場所は<b>米国</b>カリフォルニア州サンフランシスコとし、また、LARA WHITEが販売店との紛争について仲裁を求めるときは、仲裁場所は日本国東京とする。</p> <p>本項に基づき提起された仲裁ならびにその下で判断されるすべての紛争は、第10.2項に規定する法に準拠するものとする。</p> <p>10.4 両当事者が別途合意しない限り、仲裁人は専門家を指名する権限を有しない。勝った側の当事者は、仲裁人が判断したときは、その合理的な弁護士料、実費ならびに他の費用を回復する権利を有するものとする。</p> <p>10.5 仲裁人は、本契約により禁止される、もしくは<b>本契約と</b>矛盾する裁定・救済を命じ、または行為をしてはならない。また、いかなる状況下でも、懲罰的損害賠償を命ずることはできないものとする。</p> <p>仲裁人より下された裁定における判断は、その<b>管轄権</b>を有するどの裁判所においても、<b>記録記載</b>することができる。上記規定にかかわらず、いずれの当事者も、管轄権のある裁判所に対して、いつでも、当事者の秘密情報の保護を受けるために暫定的な命令または仮差止め命令を請求（申立て）することができる。</p> |
| 正誤          | 355頁下から4行目<br>例文241（和訳）      | …各々の当事者のそれぞれ <b>も</b> 後継者（承継者）ならびに…   | …各々の当事者のそれぞれ <b>の</b> 後継者（承継者）ならびに…   |
| 修正          | 356頁2～3行目<br>例文241（和訳）       | …当事者 <b>を</b> 他の当事者の法定代理人、…   | …当事者 <b>に</b> 他の当事者の法定代理人、…   |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                        | 修正前   | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|---|--|
| 正誤          | 357頁10行目<br>例文243（和訳）       | …いずれの当事者も、履行の遅延または…   | …いずれの当事者も、 <b>義務</b> の履行の遅延または…  |
| 正誤          | 358頁12～15行目<br>例文244（和訳）    | 本契約の一部の規定の <b>違反</b> についての放棄は、本契約の同じまたは他の規定の、事前あるいは同時の、または事後の違反についての放棄を構成しないものとし、放棄する側の当事者の権限ある代表者により書面で署名されなければ、無効とする。   | 本契約の一部の規定についての <b>権利</b> 放棄は、本契約の同じまたは他の規定の、事前あるいは同時の、または事後の違反についての <b>権利</b> 放棄を構成しないものとし、 <b>権利</b> 放棄する側の当事者の権限ある代表者により書面で署名されなければ、無効とする。   |
| 正誤          | 362頁下から4～6行目<br>例文247（和訳）   | _____法のもとに設立され、_____に主たる事務所を有するTSPAL株式会社（以下「TSPAL」または「 <b>開示者</b> 」という）と、   | _____法のもとに設立され、 <b>米国カリフォルニア州</b> _____に主たる事務所を有するTSPAL株式会社（以下「TSPAL」という）と、  |
| 正誤          | 363頁下から3行目～9行目<br>例文248（和訳） | B. 富士－コンラッドは、本新システムに関する一定の情報（以下「 <b>本秘密情報</b> 」）を、本新システムのさらなる研究と開発のため、TSPALと正式な契約の締結をどうかについて決定 <b>するため</b> 、本新システムを評価するという特定の目的（以下「本目的」）のために受領したいと希望しており、<br>C. TSPALは、本目的のために、 <b>本秘密情報</b> を富士－コンラッドに開示する用意がある。 | B. 富士－コンラッドは、本新システムに関する一定の情報（以下「 <b>秘密情報</b> 」）を、本新システムのさらなる研究と開発のため、TSPALと正式な契約の締結をどうかについて決定 <b>すべく</b> 、本新システムを評価するという特定の目的（以下「本目的」）のために受領したいと希望しており、<br>C. TSPALは、本目的のために、 <b>秘密情報</b> を富士－コンラッドに開示する用意がある。 |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                          | 修正前   | 修正後   |
|-------------|-------------------------------|---|---|
| 正誤          | 364頁19行目～365頁2行目<br>例文249（和訳） | <p>「秘密情報」とは、TSPALが、富士－コンラッドに提供し、または連絡する、本新システムに関する科学上、技術上、エンジニアリング上、操作上または経済的な情報を含み、<b>それ（提供または連絡）</b>が下記のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>(i) <b>書面によるか</b>、<b>図面・パターン画もしくはモデルの形式によるかを問わず</b>、また、<b>それが</b>、開示の際にTSPALの「秘密情報であること」または「財産的情報であること」<b>を明示的に記されているかどうか</b>、<b>指定されているかを問わないものとし</b>、</p> <p>(ii) 永久に記録される方法であるかどうかを問わず、口頭、視覚的または他の方法で、また、それがTSPALにより、TSPALの「秘密情報であること」または「財産的情報であること」を、開示の際またはその（開示）後20 <b>歴</b>日以内に指定された場合。</p> | <p>「秘密情報」とは、TSPALが、富士－コンラッドに提供し、または連絡する、本新システムに関する科学上、技術上、エンジニアリング上、操作上または経済的な情報を含み、下記のいずれによるかを問わないものとする。</p> <p>(i) 書面、図面・パターン画もしくはモデルの<b>形式で</b>、また、開示の際にTSPALの「秘密情報であること」または「財産的情報であること」が明示的に記され、<b>識別されている場合、または</b>、</p> <p>(ii) 永久に記録される方法であるかどうかを問わず、口頭、視覚的または他の方法で、また、それがTSPALにより、TSPALの「秘密情報であること」または「財産的情報であること」を、開示の際またはその（開示）後20 <b>暦</b>日以内に指定された場合。</p> |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                     | 修正前  | 修正後   |
|-------------|--------------------------|--|---|
| 正誤          | 366頁3～16行目<br>例文250（和訳）  | <p>(i) すべての秘密情報を常時、安全な管理下に保ち、すべての秘密情報をそれがいつ開示されたのを問わず、秘密のものとして取り扱うこと。</p> <p>(ii) 秘密情報をTSPALの事前の書面による同意なしに、いかなる第三者に対しても開示しないこと。</p> <p>(iii) 秘密情報をTSPALの事前の書面による同意なしに、いかなる記録または複製も作成しないこと。</p> <p>(iv) 秘密情報を本目的のためアクセスを合理的に必要とする、その（富士－コンラッドの）従業員に限定すること。</p> <p>(v) 秘密情報にアクセスすることを認められた従業員に対し、本契約に規定する秘密保持誓約と同じ範囲（内容）と期間の秘密保持誓約と目的外使用禁止誓約について、書面の契約に署名させ、その契約書の写しをTSPALに提出すること。</p> <p>(vi) いかなる秘密情報も、TSPALの最善の利益に対し、有害な方法で使用しないこと。</p> | <p>(i) すべての秘密情報を常時、安全な管理下に保ち、すべての秘密情報をそれがいつ開示されたのを問わず、秘密のものとして取り扱うこと、</p> <p>(ii) 秘密情報をTSPALの事前の書面による同意なしに、いかなる第三者に対しても開示しないこと、</p> <p>(iii) TSPALの事前の書面による同意なしに、秘密情報のいかなる記録または複製も作成しないこと、</p> <p>(iv) 秘密情報へのアクセスを、本目的のために合理的に必要とする従業員に限定すること、</p> <p>(v) 秘密情報にアクセスすることを認められた従業員に対し、本契約に規定する秘密保持誓約と同じ範囲（内容）と期間の秘密保持誓約と目的外使用禁止誓約について、書面の契約に署名させ、その契約書の写しをTSPALに提出すること、</p> <p>(vi) いかなる秘密情報も、TSPALの最善の利益に対し、有害な方法で使用しないこと、および、</p> |
| 正誤          | 367頁10行目<br>例文251（和訳）    | 第3条 秘密保持義務の除外事項  | 第3条 秘密情報の除外   |
| 正誤          | 367頁13～19行目<br>例文251（和訳） | <p>(i) 富士－コンラッドに開示された時に、既に公に入手可能なもの。</p> <p>(ii) 富士－コンラッドに対する開示の際に、既に富士－コンラッド以外の情報源から書面で、正当に保有していたもの。</p> <p>(iii) 富士－コンラッドに対する開示の後、TSPALとの秘密保持義務を負わない第三者から秘密保持義務を負わない条件で入手されたもの。</p>  | <p>(i) 富士－コンラッドに開示された時に、既に公に入手可能なもの、</p> <p>(ii) 富士－コンラッドに対する開示の際に、既にTSPAL以外の情報源から書面で、富士－コンラッドが正当に保有していたもの、</p> <p>(iii) 富士－コンラッドに対する開示の後、TSPALとの秘密保持義務を負わない第三者から秘密保持義務を負わない条件で入手されたもの、または、</p>   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                       | 修正前   | 修正後   |
|-------------|----------------------------|---|---|
| 正誤          | 368頁11行目<br>例文252 (和訳)     | …いかなる書類、記録または写真等を破棄処分…  | …いかなる書類、記録または写真等も破棄処分…  |
| 正誤          | 368頁下から12行目<br>例文253 (英文)  | …no intellectual right or license…  | …no intellectual <b>property</b> right or license…  |
| 正誤          | 368頁下から2行目<br>例文253 (和訳)   | …すべての知的財産権はすべてTSPAL   | …すべての知的財産権は <b>排他的に</b> TSPAL   |
| 正誤          | 369頁9行目<br>例文254 (英文)      | …received by FUJI-CONRAD to any…  | …received by <b>TSPAL</b> to any…   |
| 正誤          | 369頁14行目<br>例文254 (英文)     | …this Agreement, if such unauthorized   | …this Agreement, <b>as</b> if such unauthorized   |
| 正誤          | 369頁18行目～最終行<br>例文254 (和訳) | 本契約中のいかなる反対趣旨の規定にもかかわらず、富士-コンラッドは、秘密情報をいかなるその関連会社にも、また、関連会社の従業員に対しても開示できるものとするが、以下の事項をその条件とする。(i) かかる開示が富士-コンラッドが本目的のために、本契約を履行するために必要であること、(ii) 富士-コンラッドは、もし、富士-コンラッド自身またはその従業員がかかる許諾されていない使用または開示をしたら、あるいは、本契約違反にあたるような秘密情報のいかなる使用をも、かかる関連会社または関連会社の従業員が行った場合は、その結果、TSPALが被った損害を賠償する責任を負うことである。 | 富士-コンラッドは、本契約の他の条項にかかわらず、TSPALの関連会社および関連会社の従業員に対し、本契約の履行に必要な場合に限り、富士-コンラッドまたはその従業員による秘密情報の不正使用または開示の結果としてTSPALが被る損害について責任を負うものとします。<br>ただし、かかる開示が本契約の履行に必要な場合に限る。また、富士-コンラッドは、かかる関連会社または従業員による秘密情報の不正使用または開示の結果、TSPALが被る損害について、かかる不正使用または開示が富士-コンラッドまたはその従業員によって行われた場合と同様に、本契約の違反となる責任を負うものとする。 |
| 正誤          | 370頁12行目<br>例文256タイトル      | 契約内容の修正・変更の禁止   | 契約内容の <b>変更・修正</b> の禁止  |
| 正誤          | 370頁下から3行目<br>例文256 (和訳)   | 第8条 修正・変更の禁止  | 第8条 <b>変更・修正</b> の禁止  |



| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                     | 修正前   | 修正後   |
|-------------|--------------------------|---|---|
| 正誤          | 371頁11行目<br>例文257（和訳）    | …は、（期限）制限がなく、…  | …は、制限（期限）がなく、…  |
| 正誤          | 371頁下から3行目<br>例文258（和訳）  | …の法律に準拠し、解釈されるものとし…   | …の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとし…   |
| 正誤          | 372頁下から2行目<br>例文260      |   | （タイプした氏名：TIFFANY CROWN）   |
| 正誤          | 373頁2行目<br>例文260         | …立ち合い人…   | …立会人…   |
| 正誤          | 373頁5行目<br>例文260         |   | （タイプした氏名：SERENA PARK）   |
| 正誤          | 373頁下から5～3行目<br>例文260    | …による立ち合いが一番確実ではあるが、費用と手間を勘案し、当事者のメンバーから立会人を選抜することも少なくない（「調印の立ち合い」のみの…   | …による立会が一番確実ではあるが、費用と手間を勘案し、当事者のメンバーから立会人を選抜することも少なくない（「調印の立会い」のみの…  |
| 正誤          | 374頁6行目～最終行<br>例文261（和訳） | 本秘密保持契約および非開示契約は、英国で設立され、英国、ロンドン、_____に主たる事務所を有するBURT HELEN株式会社（以下「BURT HELEN」と、日本法のもとで設立され、日本国京都市_____に主たる事務所を有するThousand Springs Holdings株式会社（以下「Thousand Springs」）との間に、20__年4月30日づけで締結される。 | 秘密保持および非開示契約書<br>本秘密保持および非開示契約は、英国法のもとで設立され、英国、ロンドン、_____に主たる事務所を有するBURT HELEN株式会社（以下「BURT HELEN」）と、日本法のもとで設立され、日本国京都府_____に主たる事務所を有するThousand Springs Holdings株式会社（以下「Thousand Springs」）との間に、20__年4月30日付けで締結される。 |
| 正誤          | 376頁下から5行目<br>例文263（和訳）  | …ビジネス、販売促進および市場活動に関連する…   | …ビジネスプラン、販売促進および市場活動、財務および他の業務に関連する…  |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                        | 修正前   | 修正後   |
|-------------|-----------------------------|---|---|
| 正誤          | 376頁下から3行目～最終行<br>例文263（和訳） | 1.2 本秘密情報は、書面、モデル、データ、仕様、レポートまたは、コンピュータ・プログラムのような有形物、あるいは書面化されない性質のもの（無形物）に含まれることがある。   | 1.2 本秘密情報は、図面、モデル、データ、仕様、レポートまたはコンピュータ・プログラムのような有形物に含まれる場合もあれば、あるいは書面化されない性質のものに含まれる場合もある。  |
| 正誤          | 377頁下から6行目<br>例文264（和訳）     | …開示される本秘密情報を、事前の書面による…  | …開示される本秘密情報を、開示者の事前の書面による…  |
| 正誤          | 378頁下から5行目<br>例文265（和訳）     | …開示者から、受領者が受領時に既に…  | …開示者からの開示時に、受領者が既に…   |
| 正誤          | 379頁下から8行目～最終行<br>例文266（和訳） | 4.1 受領者は、本秘密情報の占有ならびに使用を、本契約第2条に定める目的（「目的」）に関連し、知ることを必要とする従業員、代理人、サブコントラクターならびに受領者により支配される企業（以下、集合的に「本受領者人員」）に限るものとする。<br>4.2 本受領者人員は、かかる目的のために知ることが必要な本秘密情報のみアクセスできるものとする。<br>4.3 受領者は、本受領者人員が本契約に定める受領者の秘密保持義務を完全に遵守することを確保するものとする。 | 4.1 受領者は、本秘密情報の占有、知識、開発ならびに使用を、本契約第2条に定める目的（「目的」）に関連し、本秘密情報を知ることを必要とする従業員、代理人、サブコントラクターならびに受領者により支配される企業（以下、集合的に「本受領者人員」）に限るものとする。<br>4.2 本受領者人員は、かかる目的のために知ることが必要な本秘密情報にのみアクセスできるものとする。<br>4.3 受領者は、本受領者人員が本契約を遵守することを確保するものとする。 |
| 修正          | 381頁2行目<br>例文268（和訳）        | … (ii) 開示者の書面の要請…   | … (ii) 開示者の書面の要請…   |
| 正誤          | 381頁下から4行目～最終行<br>例文269（和訳） | 7.2 したがって、本契約のいかなる内容をもってしても、本秘密情報で企画され、または体现される製品、コンセプト、システムまたは技術を、受領者が自ら開発し、または関連会社あるいは第三者をして開発させる旨の表明または合意とは解釈されないものとする。  | 7.2 したがって、本契約のいかなる内容をもってしても、本秘密情報と類似する、または競合する製品、コンセプト、システムまたは技術を、受領者が自ら開発し、または関連会社あるいは第三者をして開発させることはない旨の表明または合意とは解釈されないものとする。  |
| 正誤          | 383頁14行目<br>例文271（和訳）       | …創設するものではないものと…   | …創設するものではなく、またそのような関係もしくは事業体を形成する義務を負うものでもないものと…  |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                        | 修正前  | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|--|--|
| 正誤          | 384頁3～4行目<br>例文272（和訳）      | …の各等当事者の義務は、他の当事者に対し、それが明示的、黙示的、あるいは事実上または法律上であれ、すべての…   | …の各当事者の義務は、他の当事者に対し、それが明示的、黙示的、あるいは事実上または法律上であれ、 <b>その他の</b> すべての…   |
| 正誤          | 384頁17行目<br>例文273（和訳）       | …その管轄地のいずれかの…  | …その管轄権を有するいずれかの…   |
| 正誤          | 384頁19行目<br>例文273（和訳）       | …開示者が <b>秘密取扱い命令</b> または他の救済のための手続をとれるよう、すみやかな書面通知を与えるように努力するものとする。  | …開示者が <b>秘密保持命令</b> または他の救済のための手続をとれるよう、 <b>十分で</b> すみやかな書面通知を与えるように努力するものとする。   |
| 正誤          | 385頁12行目<br>例文274（和訳）       | …同時に終了するものとするが、各当事者は、相手方の…   | …同時に <b>自動的に</b> 終了するものとするが、各当事者の、相手方の…  |
| 正誤          | 386頁9行目<br>例文275（和訳）        | …付与されるために…   | …付与 <b>する</b> ために…   |
| 正誤          | 387頁10行目<br>例文277（和訳）       | …当事者 <b>で</b> 合意されたすべての  | …当事者 <b>間</b> のすべての  |
| 正誤          | 388頁11行目<br>例文278（和訳）       | …基づき、 <b>有効的</b> に…  | …基づき、 <b>友好的</b> に…  |
| 正誤          | 388頁14行目<br>例文278（和訳）       | …次のとおりに解決される…  | …次のとおりに <b>仲裁によって</b> 解決される…   |
| 正誤          | 389頁下から9行目<br>例文280（和訳）     | （ Thousand Springs Holdings <b>Corporation</b> ）   | （ Thousand Springs Holdings <b>株式会社</b> ）  |
| 正誤          | 390頁2行目                     | 第 <b>1</b> 款、第 <b>2</b> 款では…   | 第 <b>2</b> 款、第 <b>3</b> 款では…   |
| 正誤          | 391頁下から6行目～最終行<br>例文282（和訳） | 2当事者は、いずれかの当事者により開示された秘密情報は、他方当事者による本契約に記載するビジネスの目的を進めるためにのみ使用されることを意図しており、両当事者とも、秘密情報が本契約によるさらなる開示を <b>防止</b> するよう意図している。 | 2当事者は、いずれかの当事者により開示された秘密情報は、他方当事者による本契約に記載するビジネスの目的を進めるためにのみ使用されることを意図しており、両当事者とも、秘密情報が本契約によるさらなる開示を <b>防止</b> するよう意図している。 |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                       | 修正前  | 修正後  |
|-------------|----------------------------|--|--|
| 正誤          | 392頁14行目<br>例文283 (和訳)     | …間接的に、口頭またはビジネスプラン、書類、プロトタイプ、または見本を含み、それらに限られない有形物の検査により開示される、あらゆる情報を指す。   | …間接的に、書面、口頭または有体物の閲覧により開示した情報を意味し、事業計画、文書、試作品および/またはサンプルを含むがこれらに限定されない。  |
| 正誤          | 392頁下から6行目<br>例文283 (英文)   | …shall means:  | …shall mean:   |
| 修正          | 394頁4行目<br>例文285 (和訳)      | …協議する <b>ための</b> 目的以…  | …協議する目的以…  |
| 正誤          | 394頁9行目<br>例文285 (和訳)      | …本契約に基づき <b>開示者により</b>   | …本契約に基づき <b>受領者に</b>   |
| 正誤          | 395頁11～12行目<br>例文286 (和訳)  | 2 上記に限定されることなく、受領者は、最低限、受領者が受領者自身の <b>最も</b> 秘密性の高い <b>秘密</b> を保護するために…  | 2 上記に限定されることなく、受領者は、最低限、受領者が受領者自身の秘密性の高い <b>情報</b> を保護するために…   |
| 正誤          | 395頁下から10行目<br>例文286 (和訳)  | …かかる <b>承諾</b> を受けた <b>複製</b> に対して…  | …かかる <b>許諾</b> を受けた <b>コピー</b> に対して…   |
| 正誤          | 397頁下から2～6行目<br>例文288 (和訳) | 1 開示者の秘密情報について、厳格に秘密保持すること。<br>2 開示者の秘密情報の保護のために、受領者が自身の <b>同一の重要度</b> の秘密情報に払うのと同じ水準の注意義務を払うこと。ただし、最低限、合理的な注意義務を尽くすものとする。<br>3 かかる秘密情報を第三者に漏洩しないこと。 | 1 開示者の秘密情報について、厳格に秘密保持すること、<br>2 開示者の秘密情報の保護のために、受領者が自身の秘密情報に払うのと同じ水準の注意義務を払うこと。ただし、最低限、合理的な注意義務を尽くすものとする、<br>3 かかる秘密情報を第三者に漏洩しないこと、 |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                            | 修正前  | 修正後  |
|-------------|---------------------------------|--|--|
| 正誤          | 398頁下から4～9行目<br>例文289（和訳）       | 受領者は、もし受領者が開示を求められた情報が、下記のいずれかにあたることを証明した場合は、本契約で課された秘密保持義務から免除される。<br>(i) 開示の時に、本契約以外の情報源により公表されている、または公知の知識となっているとき。<br>(ii) 本契約違反による場合を除き、本契約のもとでの受領者に対する開示後に公表され、または公知の知識となったとき。   | 受領者は、もし開示を求められた情報が、下記のいずれかにあたることを受領者が証明した場合は、本契約で課された秘密保持義務から免除される。<br>(i) 開示の時に、本契約以外の情報源により公表されている、または公知の知識となっているとき、<br>(ii) 本契約違反による場合を除き、本契約のもとでの受領者に対する開示後に公表され、または公知の知識となったとき、   |
| 正誤          | 399頁下から8行目～400頁1行目<br>例文290（和訳） | (i) 開示者による受領者に対する開示の時に、既に公知になり、一般に知られていたこと。<br>(ii) 受領者、または受領者のために行動する者の行為または本契約の違反によらずに、開示者による受領者に対する開示のあとに公衆に知られ、一般に受領者に知られるようになった場合。<br>(iii) 開示の時に、既に、開示者以外の情報源による秘密保持義務を伴わない条件で受領者に提供されている場合で、かかる情報源が、受領者の最善の知識ではその情報を秘密に保つ義務を当該開示者に対して負担していない場合。 | (i) 開示者による受領者に対する開示の時に、既に公知になり、一般に知られていた場合、<br>(ii) 受領者、または受領者のために行動する者の行為または本契約の違反によらずに、開示者による受領者に対する開示のあとに公衆に知られ、一般に知られるようになった場合、<br>(iii) 開示の時に、既に、開示者以外の情報源により秘密保持義務を伴わない条件で受領者に提供されている場合で、かかる情報源が、受領者の最善の知識ではその情報を秘密に保つ義務を当該開示者に対して負担していない場合、または、 |
| 正誤          | 400頁下から7～8行目<br>例文291（和訳）       | …知ることが善意の責任のある…  | …知ることが必要な善意の責任のある…   |
| 正誤          | 400頁下から2～3行目<br>例文291（和訳）       | …従業員に対し、開示者の書面による同意なしに…  | …従業員に対し、開示者の事前の書面による同意なしに…   |
| 正誤          | 401頁下から6行目<br>例文292（和訳）         | …、知ることを必要とする…  | …、秘密情報を知ることを必要とする…   |
| 正誤          | 401頁下から2行目<br>例文292（和訳）         | …受領者は、受領者従業員が本契約に…   | …受領者は、受領者人員が本契約に…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                           | 修正前   | 修正後   |
|-------------|--------------------------------|---|---|
| 正誤          | 402頁15行目<br>例文293（和訳）          | 契約の明示的に規定される…   | 契約で明示的に規定される…   |
| 正誤          | 403頁4行目<br>例文294（和訳）           | …秘密情報について、その正確さ、…   | …秘密情報の正確さ、…   |
| 正誤          | 403頁下から4行目<br>例文294（和訳）        | …いかなる意味でも、受領者に対して…  | …いかなる意味でも、開示者が受領者に対して…  |
| 正誤          | 404頁12行目<br>例文296（和訳）          | …または違反のおそれのある開示が開示者に…   | …または違反のおそれのある秘密情報の開示または使用が開示者に…   |
| 正誤          | 405頁9～20行目<br>例文297（和訳）        | <p>1 本契約のいかなる規定も、受領者が開示者の秘密情報を使用することなく、独自に、競合する技術または商品の開発を行うことを制限するものではないものとする。</p> <p>2 さらに、受領者は、開示者の秘密情報にアクセスし、または業務に従事したことから生ずる残滓情報（本契約で定義された）を使用することは自由とするが、受領者は、明示的に本契約の条項に従って許容される場合を除き、残滓情報を含む秘密情報を第三者に漏洩しないことを条件とする。</p> <p>3 受領者は、かかる人員の配属を制限または制約し、またはロイヤルティを支払う義務を負担しないものとする。</p> <p>4 しかしながら、本第2項も第3項も、受領者に対し、開示者の秘密情報について使用許諾を認めるものとみなされないものとする。</p> | <p>1 本契約のいかなる規定も、受領者が開示者の秘密情報を使用することなく、独自に、競合する技術または商品の開発を行う権利を制限するものではないものとする。</p> <p>2 さらに、受領者は、本契約の条項に従って明示的に許可されている場合を除き、残存物を含む秘密情報を開示してはならないことを条件として、開示者の秘密情報へのアクセスまたは秘密情報を使用した作業から生じる残存物（本契約で定義）を自由に使用できるものとする。</p> <p>3 受領者は、かかる人員の配属を制限または制約し、または残留物の使用から生じる成果物に対してロイヤルティを支払う義務を負担しないものとする。</p> <p>4 しかしながら、本第2項も第3項も、受領者に対し、開示者により開示された秘密情報の知的財産について使用許諾を与えるものとはみなされないものとする。</p> |
| 正誤          | 406頁下から11行目                    | 以上、第3款では秘密保持契約で…  | 以上、第4款では秘密保持契約で…  |
| 正誤          | 407頁1行目                        | …本章第1款・第2款を含め…  | …本章第2款・第3款を含め…  |
| 正誤          | 410頁下から13～14行目<br>NATSUMIX社コラム | …が担当してしている。剣上はいま、ドラフティングの準備段階として、剣上は同社が従来締結して…  | …が担当している。剣上はいま、ドラフティングの準備段階として、同社が従来締結して…   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                            | 修正前  | 修正後   |
|-------------|---------------------------------|--|---|
| 正誤          | 412頁下から4行目～413頁1行目<br>例文299（和訳） | (2) NATSUMIXは、許諾製品を生産し、または委託生産を行い、本契約で定める <b>販売</b> 地域（「 <b>販売</b> 地域」）のアウトレット店舗を通して販売 <b>したい</b> と希望しており、また、本契約の別紙Aに列挙したサブライセンシーに対し、かかる権利を許諾することが認められるように希望している。  | (2) NATSUMIXは、許諾製品を生産し、または委託生産を行い、本契約で定める <b>地理的</b> 地域（「 <b>許諾</b> 地域」）のアウトレット店舗を通して販売 <b>するために、かかる商標を使用するライセンスを得たい</b> と希望しており、また、本契約の別紙Aに列挙したサブライセンシーに対し、かかる権利を許諾することが認められるように希望している。  |
| 正誤          | 413頁13行目<br>例文300（英文）           | …and related items, <b>deciding</b> to offer…  | …and related items, <b>desiring</b> to offer…   |
| 正誤          | 413頁9行目～414頁4行目<br>例文300（和訳）    | (a) ライセンサーは、「 _____ 」 <b>商標ならびにデザインのもとで</b> カジュアルウエア、スポーツウエアならびに関連する品目をデザインし、生産し、輸出し、販売活動を行い、卸売販売 <b>を行い</b> 、「 _____ 」商標を含む <b>商標名</b> （以下「本商標」）とともに、 <b>（第三者に対し、）使用を許諾する</b> 権利を保有している。<br>(b) ライセンシーは、高品質のカジュアルウエア、スポーツウエアおよび関連品目の評判の高い製造者、輸入者、卸売業者であり、 _____ の <b>販売</b> 地域で本商標を使った衣類の販売を希望している。<br>(c) 当事者は、ライセンシーが _____ における <b>本商標を使用した</b> 下記に記載するウイメンズ・カジュアルウエア、スポーツウエアならびに関連品目について、ライセンサーの独占的なライセンシーとなることを企画している。 | (a) ライセンサーは、カジュアルウエア、スポーツウエアならびに関連する品目をデザインし、生産し、輸出し、販売活動を行い、卸売販売 <b>を行い</b> 、「 _____ 」商標および <b>デザインならびに「 _____ 」商標を含む商号</b> （以下「本商標」と <b>総称する</b> ）の使用を許諾する権利を保有している。<br>(b) ライセンシーは、高品質のカジュアルウエア、スポーツウエアおよび関連品目の評判の高い製造者、輸入者、卸売業者であり、 _____ の地域で本商標を使った衣類の販売を希望している。<br>(c) 当事者は、ライセンシーが _____ における下記に記載するウイメンズ・カジュアルウエア、スポーツウエアならびに関連品目について、ライセンサーの独占的なライセンシーとなることを企画している。 |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                            | 修正前   | 修正後   |
|-------------|---------------------------------|---|---|
| 正誤          | 414頁下から5行目～415頁2行目<br>例文301（和訳） | 1 下記の第 __ 項に規定する許諾期間中、本契約の条項のもとで、ライセンサーはライセンシーに対し、下記の第 __ 項に定義する許諾地域で、下記の第 __ 項で定義する許諾製品の製造、（卸売り）販売において、本商標を使用する独占的な権利とライセンスを許諾する。<br>2 ライセンシーは、本契約により、ライセンシーに許諾された範囲において、ライセンシーの随意判断で定める条件で、いかなる第三者に対してもサブライセンス権を許諾する権利を有する。 | 1 下記の第 __ 項に規定する許諾期間中、本契約の条項のもとで、ライセンサーはライセンシーに対し、下記の第 __ 項に定義する許諾地域で、下記の第 __ 項で定義する許諾製品の製造、卸売販売にあたり、本商標を使用する独占的な権利とライセンスを許諾する。<br>2 ライセンシーは、ライセンシーに許諾された範囲において、ライセンシーの随意判断で定める条件で、いかなる第三者に対してもサブライセンス権を許諾する権利を有する。 |
| 正誤          | 415頁下から8行目<br>例文302（英文）         | …description whatsoever.  | …description whatever.  |



| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                     | 修正前   | 修正後   |
|-------------|--------------------------|---|---|
| 正誤          | 416頁5行目～最終行<br>例文302（和訳） | <p>1 ライセンサーは、<b>本契約により</b>、ライセンサーに対し、ライセンサーがライセンサーの承認を取り付けた許諾製品について、本契約に定める期間と条項と条件のもとで、<b>申請した</b>許諾地域において<b>ライセンサーの</b>商標を使用する、独占的で譲渡不能な権利とライセンスを許諾するものとするが、その許諾は、本契約の第__項（ライセンサーのために留保され、ライセンスの対象から除外される権利（※本例では割愛））に基づくライセンサーに留保される権利に服するものとする。</p> <p>2 本契約により許諾される権利は、規定された製品品目について、本許諾地域においてのみ適用される。ライセンサーは、<b>ライセンサー商標</b>を他の地域において、また、<b>種類を問わず</b>、他の種類の製品に<b>ライセンサーの商標</b>の使用を許諾しないものとし、<b>それらを製造し、あるいは製造させ、または直接、間接を問わず、いかなる使用もしないものとする。</b></p> <p>3 ライセンサーは、ライセンサーに対し、ライセンサーまたはその正当に許諾された _____ のライセンサーにより、 _____ において、製造された<b>ライセンサー</b>商標を使った製品を許諾地域に輸入する独占的な権利、ならびに、許諾地域で許諾製品を製造し、販売する独占的な権利を許諾する。</p> | <p>1 ライセンサーは、ライセンサーに対し、ライセンサーがライセンサーの承認を取り付けた許諾製品について、本契約に定める期間と条項と条件のもとで、<b>許諾製品に適用される</b>許諾地域において<b>GENE-SABASA</b>商標を使用する、独占的で譲渡不能な権利とライセンスを許諾するものとするが、その許諾は、本契約の第__項（ライセンサーのために留保され、ライセンスの対象から除外される権利（※本例では割愛））に基づくライセンサーに留保される権利に服するものとする。</p> <p>2 本契約により許諾される権利は、規定された製品品目について、本許諾地域においてのみ適用される。ライセンサーは、<b>直接的または間接的を問わず</b>、他の地域において、また、他の種類の製品に<b>GENE-SABASA</b>商標<b>を使用せず、また</b>使用を許諾しないことに同意するものとする。</p> <p>3 ライセンサーは、ライセンサーに対し、ライセンサーまたはその正当に許諾された _____ のライセンサーにより、 _____ において製造された<b>GENE-SABASA</b>商標を使った製品を許諾地域に輸入する独占的な権利、ならびに、許諾地域で許諾製品を製造し、販売する独占的な権利を許諾する。</p> <p>4 <b>ライセンサー</b>は、本契約期間中、自身が本契約によりカ</p> |
| 修正          | 417頁下から8行目<br>例文303（和訳）  | …から、許諾  | …から許諾   |
| 正誤          | 417頁下から5行目<br>例文303（和訳）  | …ライセンサーは、…  | …ライセンサーの <b>NATSUMIX</b> は、…  |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                                | 修正前  | 修正後  |
|-------------|-------------------------------------|--|--|
| 正誤          | 418頁下から4行目<br>例文304（和訳）             | …方法について、下記の第2項の規定に基づき、サブライ<br>ンス…  | …方法の使用について、下記の第2項の規定に基づき、サ<br>ブライセンス…  |
| 正誤          | 421頁15行目<br>例文306（和訳）               | …許諾製品を台湾、中国、香港、…   | …許諾製品を台湾、中国、…  |
| 正誤          | 422頁下から7行目～423頁1行<br>目<br>例文307（和訳） | 3 NATSUMIXは、許諾地域内についてのライセンサーの<br>権利を守り、保護すること、ならびにその代理店ならび<br>に販売店との間に許諾地域外の誰に対しても販売しない<br>こと、許諾地域外に転売しようとする誰に対しても許諾<br>製品を販売しないことを要求する契約または、書面の合<br>意書を締結することに合意する。<br>4 ライセンサーに留保され、ライセンスから除外される権<br>利・領域（販売先）：本契約によるNATSUMIXに対する<br>許諾から特別に除外されるのは、許諾製品の下記（顧<br>客）向けに供給する権利である。 | 3 NATSUMIXは、許諾地域についてのライセンサーの権<br>利を守り、保持すること、および、その代理店および販<br>売店との間に許諾地域外に転売しようとする誰に対して<br>も許諾製品を販売しないことを要求する契約または書面<br>の合意書を締結することに合意する。<br>4 ライセンサーに留保され、ライセンスから除外される権<br>利、具体的には、本契約によるNATSUMIXに対する許諾<br>から除外されるのは、許諾製品を下記向けに供給する権<br>利である。 |
| 正誤          | 423頁8行目<br>例文307（和訳）                | …関税込みの店に供給する権利…  | …関税込みの店に許諾製品を供給する権利…   |
| 正誤          | 423頁下から3行目<br>例文308（和訳）             | …許諾地域外で本商標   | …許諾地域内で本商標   |
| 正誤          | 425頁8行目<br>例文309（和訳）                | …第1項に規定する許諾品目  | …第1項に規定する許諾製品  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                        | 修正前   | 修正後  |
|-------------|-----------------------------|---|--|
| 正誤          | 425頁14～18行目<br>例文309（和訳）    | <p>ライセンサーは、本契約を個別の品目に拡大することができる契約条件について、最低保証ロイヤルティ額の調整を含んだうえでNATSUMIXに対する通知を与えることができる。</p> <p>ライセンサーは、第三者からかかる善意の申込みを受けているかどうかにかかわらず、かかる通知を与えることができるものとする。</p>  | <p>ライセンサーは、本契約を個別の品目に拡大することができる契約条件について、最低保証ロイヤルティ額の調整を含んだうえでNATSUMIXに対する通知を与えるものとする。</p> <p>ライセンサーは、第三者からかかる善意の申込みを受けているかどうかにかかわらず、NATSUMIXにかかる通知を与えることができるものとする。</p> <p>NATSUMIXは、かかる通知を受領してから14営業日以内に、ライセンサーに対して先買権の行使を通知するものとする。</p>             |
| 正誤          | 428頁1行目<br>NATSUMIXコラム②     | …ライセンサーを切り替えに…  | …ライセンサーの切り替えに…   |
| 正誤          | 429頁6行目<br>例文312（和訳）        | 条文見出しなし   | 第__条 契約期間  |
| 正誤          | 429頁6行目10～17行目<br>例文312（和訳） | <p>2 上記の規定は、NATSUMIXが本契約第__条に規定するミニマム・ロイヤルティの規定を充足したときに適用される。</p> <p>3 しかしながら、万一、NATSUMIXが第__条に規定するミニマム・ロイヤルティの規定を充足しないときは、本契約のもとでライセンサーによりNATSUMIXに許諾、付与されている独占的なライセンス権は、期間満了時に、ライセンサーの選択により、非独占的なライセンスに変更されるものとし、ライセンサーは、その選択通知をすみやかに通知するものとする。</p> | <p>2 上記の規定は、NATSUMIXが本契約第__条に規定するミニマム・ロイヤルティの規定を充足したときに適用される。</p> <p>3 しかしながら、万一、NATSUMIXが第__条に規定するミニマム・ロイヤルティの規定を充足しないときは、ライセンサーによりNATSUMIXに許諾、付与されている独占的なライセンス権は、ライセンサーの選択により、非独占的なライセンス権に変更されるものとし、ライセンサーは、その選択を本契約に定める期間終了時または延長時に通知するものとする。</p> |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                     | 修正前  | 修正後  |
|-------------|--------------------------|--|--|
| 正誤          | 430頁2～5行目<br>例文313（和訳）   | 1 本契約の規定に基づく途中解除には服するが、本契約上のライセンスの期間は <b>本契約の</b> 20__ 4月1日から開始し、202_ 年3 月31日までの4年間継続するものとする。  | <b>第__条 契約期間</b><br>1 本契約の規定に基づく途中解除には服するが、本契約上のライセンスの期間は20__ 年4月1日から開始し、20__ 年3 月31日までの4年間継続するものとする。  |
| 正誤          | 431頁9行目～最終行<br>例文314（和訳） | 1 本契約の期間は、202_ 年4 月1日を開始日とし、以降4年間とし、その延長は、本条の第2 項と3 項の規定によって行われるものとする。<br>2 NATSUMIXが本契約に規定するミニマム・ロイヤルティを <b>要求する規定</b> を充足したときは、NATSUMIXは、その随意判断により、 <b>本契約の期間またはその延長した期間を、本契約の期間またはその延長期間の満了の前までに、ライセンサーに対して書面の通知を送ることにより、次の3年間ずつの期間について更新することができるものとする。</b><br>3 万一、NATSUMIXが、本契約に規定するミニマム・ロイヤルティの <b>要求する規定</b> を充足できなかったときは、ライセンサーは、その旨の通知をNATSUMIXから受領 <b>次第、すみやかに</b> ライセンサーの選択により、本契約によりNATSUMIXに許諾された独占的なライセンスを非独占的なライセンスに変更した <b>うえで、本契約の期間またはその延長期間をさらに次の3年間ずつ延長することができるものとし、その延長の選択の書面通知を行う。</b> もしライセンサーが何も通知をしないときは、本契約の期間またはその延長期間はさらに3年間ずつ、本契約と同じ条件で延長されるものとする。もし、本契約に基づく独占的なライセンスが非独占的なライセンスに変更された場合には、ミニマム・ロイヤルティの規定は削除されるものとする。 | <b>第__条 契約期間</b><br>1 本契約の期間は、202_ 年4 月1日を開始日とし、以降4年間とし、その延長は、本条の第2 項と3 項の規定によって行われるものとする。<br>2 NATSUMIXが本契約に規定するミニマム・ロイヤルティの <b>要求を充足したときは、NATSUMIXは、自己の裁量により、本契約の期間またはその延長期間の満了までに、ライセンサーに対して書面での延長に関する通知を送ることにより、本契約の期間またはその延長した期間を、次の3年間ずつの期間について更新することができるものとする。</b><br>3 万一、NATSUMIXが、本契約に規定するミニマム・ロイヤルティの要求を充足でき <b>ず、</b> ライセンサー <b>が</b> その旨の通知をNATSUMIXから受領 <b>した場合には、</b> ライセンサーは <b>自身の</b> 選択により、 <b>本契約の期間またはその延長期間の満了日までにかかる選択を通知することにより、</b> 本契約によりNATSUMIXに許諾された独占的なライセンスを非独占的なライセンスに変更 <b>することができるものとする。</b> もしライセンサーが何も通知をしないときは、本契約の期間またはその延長期間はさらに3年間ずつ、本契約と同じ条件で延長されるものとする。もし、 <b>ライセンサーの通知によって</b> 本契約に基づく独占的なライセンスが非独占的なライセンスに変更された場合には、ミニマム・ロイヤルティの規定は削除されるものとする。 |
| 正誤          | 432頁下から2行目<br>例文315（英文）  | …license of the Trademarks…  | …license of the _____ Trademarks…  |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                             | 修正前  | 修正後   |
|-------------|----------------------------------|--|---|
| 正誤          | 433頁1行目<br>例文315 (英文)            | …of the Technical Information…   | …of the <b>license of the</b> Technical Information…  |
| 正誤          | 433頁3行目<br>例文315 (英文)            | …Gross Wholesale Price during…   | …Gross Wholesale Price <b>of the Licensed Products</b> during…  |
| 正誤          | 433頁12行目<br>例文315 (英文)           | …for the license of the Trademarks…  | …for the license of the _____ Trademarks…   |
| 正誤          | 433頁17行目<br>例文315 (和訳)           | (以下「_____」商標) …  | (以下「_____ <b>商標</b> 」) …  |
| 正誤          | 433頁18行目<br>例文315 (和訳)           | 情報の使用の対価として…   | 情報の使用 <b>許諾</b> の対価として…   |
| 正誤          | 433頁下から7行目～434頁2行目<br>例文315 (和訳) | 2 NATSUMIXは、契約年度中の許諾製品の総卸売 <b>り</b> 販売額の合計額が_____ 米ドルを超えた場合には、追加のランニング・ロイヤルティとして許諾製品の総卸売販売額の4%を、次のとおりGENESABASAに支払うものとする。<br>(ロイヤルティとして4%を支払う内訳)<br>_____ 米ドルまたは日本円相当額を超えた総卸売 <b>り</b> 販売額の部分に対して、許諾製品についての _____<br>_____ 商標の使用許諾につき総卸売販売額の2%、また、技術情報の使用について総卸売販売額の2%を支払うものとする。 | 2 NATSUMIXは、契約年度中の許諾製品の総卸売販売額の合計額が_____ 米ドルを超えた場合には、追加のランニング・ロイヤルティとして許諾製品の総卸売販売額の <b>合計額</b> の4%を、次のとおりGENESABASAに支払うものとする。<br>(ロイヤルティとして4%を支払う内訳)<br>_____ 米ドルまたは日本円相当額を超えた総卸売販売額の部分に対して、 <b>NATSUMIXはGENE-SABASA</b><br><b>に</b> 、許諾製品についての _____ 商標の使用許諾につき総卸売販売額の2%、また、技術情報の使用 <b>許諾</b> について総卸売販売額の2%を支払うものとする。 |
| 正誤          | 435頁7行目<br>例文316 (英文)            | …th day of _____ 20 __ .   | …th day of _____, 20 __ .   |
| 正誤          | 435頁12～13行目<br>例文316 (和訳)        | …第三者の顧客に対し、 <b>製造</b> ・販売した…   | …第三者の顧客に対し、 <b>引き渡し</b> 、販売した…  |
| 正誤          | 435頁下から13行目<br>例文316 (和訳)        | …そのミニマム・ロイヤルティ額を、 <b>各年度末に</b> …   | …そのミニマム・ロイヤルティ額を…   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                       | 修正前   | 修正後  |
|-------------|----------------------------|---|--|
| 正誤          | 435頁下から2行目<br>例文316（和訳）    | …としするとともに…  | …とするとともに…  |
| 正誤          | 436頁下から5行目<br>例文316（解説）    | …_ 日に行われる。  | …_ 日 <b>まで</b> に行われる。  |
| 正誤          | 438頁9行目<br>One Point       | 純卸販売額…  | 純卸 <b>売</b> 販売 <b>価格</b> …   |
| 正誤          | 438頁10行目<br>One Point      | 純卸販売額…  | 純卸 <b>売</b> 販売 <b>価格</b> …   |
| 正誤          | 438頁15行目<br>One Point      | …the Licensed Products on the <b>purchaser</b> order for…   | …the Licensed Products on the <b>purchase</b> order for…   |
| 正誤          | 440頁下から7～12行目<br>例文319（和訳） | _ 本契約に基づきGENE-SABASAに支払われるべき金額<br>に対して、日本の税務当局により正当に課税されるいかなる源泉徴収税も、GENE-SABASAの負担とする。<br>NATSUMIXが本契約のロイヤルティの支払いに関連して、源泉徴収税を差し引き、納付する場合は、<br>NATSUMIXは、源泉徴収税の <b>支払い</b> の正式な納付証明書を、GENE-SABASAに対してすみやかに送付するものとする。 | _ 本契約に基づきGENE-SABASAに支払われるべき金額<br>に対して、日本の税務当局により正当に課税されるいかなる源泉徴収税も、GENE-SABASAの負担とする。<br>NATSUMIXが本契約のロイヤルティの支払いに関連して、源泉徴収税を差し引き、納付する場合は、<br>NATSUMIXは、源泉徴収税の正式な納付証明書を、GENE-SABASAに対してすみやかに送付するものとする。 |
| 正誤          | 441頁下から4行目<br>例文320（和訳）    | …GENE-SABASAの工場 <b>または事務所</b> 、あるいは   | …GENE-SABASAの工場、あるいは   |
| 正誤          | 442頁1行目<br>例文320（和訳）       | …またはそのサブライセンシーの訪問…  | …またはそのサブライセンシーの <b>人員</b> の訪問…   |
| 正誤          | 442頁下から8行目<br>例文321（和訳）    | … <b>修</b> 得できるように、GENE-SABASAの工場またはミラノに所在…   | … <b>習</b> 得できるように、GENE-SABASAの工場または <b>イタリア</b> のミラノに所在…  |
| 正誤          | 443頁4行目<br>例文321（解説）       | …技術指導や工場・見学等の実施…  | …技術指導や工場見学等の実施…  |
| 正誤          | 443頁下から11行目<br>例文322（英文）   | … <b>in accordance with</b> the engineering, design, or…  | … <b>with regard to</b> the engineering, design, or…   |

| 種別<br>正誤/修正 | 該当箇所                             | 修正前   | 修正後   |
|-------------|----------------------------------|---|---|
| 正誤          | 443頁最終行<br>例文322 (英文)            | …upon between the parities.   | …upon between the parties.  |
| 正誤          | 444頁12行目<br>例文322 (和訳)           | …90マン・デイズを (90人日) を…  | …90マン・デイズ (90人日) を…   |
| 正誤          | 444頁14行目<br>例文322 (和訳)           | …派遣指導員のGENE-SABASAの国からNATSUMIXの国への…   | …GENE-SABASAの派遣指導員の国からの…  |
| 正誤          | 444頁下から6行目<br>例文322 (和訳)         | …日数およびその他の条件については…  | …人数およびその他の条件については…  |
| 正誤          | 446頁下から5行目～447頁5行目<br>例文323 (和訳) | <p>1 ライセンサーのGENE-SABASAは、ライセンサーが、別紙 __ に記載するイタリア、スペインおよび米国で許諾製品をカバーする _____ および _____、日本では _____ の有効な商標権を登録していることを保証し、また、許諾地域において、 _____ 商標を本契約の条件に従って使用許諾する権利があることを保証する。</p> <p>2 ライセンサーは、本契約調印後、ただちに未登録の部分の _____ 商標の登録出願を行うことを保証する。</p> <p>3 NATSUMIXは、ライセンサーの要請と費用負担で、ライセンサーの権利にかかわる保護を取得するにあたり、ライセンサーを支援することを約束する。</p> | <p>1 ライセンサーのGENE-SABASAは、別紙 __ に記載するイタリア、スペインおよび米国で許諾製品をカバーする _____ および _____、日本では _____ の有効な商標権を登録しており、また、許諾地域において、 _____ 商標を本契約の条件に従って使用許諾する権利があることを保証する。</p> <p>2 ライセンサーは、本契約調印後、ただちに許諾製品を対象とする商標の未登録部分の _____ 当該地域において商標の登録出願を行うことを保証する。</p> <p>3 NATSUMIXは、ライセンサーの要請と費用負担で、ライセンサーの _____ 商標にかかわる権利の保護を取得するにあたり、ライセンサーを支援することを約束する。</p> |
| 正誤          | 448頁9行目                          | …務めなければならない。…   | …努めなければならない。…   |
| 正誤          | 449頁11行目<br>例文325 (和訳)           | …ライセンサーに堤出し…  | …ライセンサーに提出し…  |

| 種別<br>正誤／修正 | 該当箇所                     | 修正前  | 修正後  |
|-------------|--------------------------|--|--|
| 正誤          | 450頁4～7行目<br>例文326（和訳）   | 1 ライセンシーは、年2度、各シーズン前に、ライセンシーまたはそのサブライセンシーがその時点で製造中の許諾製品の各アイテムの見本を、無料で、ラベルおよび包装とともに、 <b>ライセンサーが品質コントロールの権利を公使できるように送付するものとする。</b>   | 1 ライセンシーは、 <b>ライセンサーが品質管理の権利を行使できるように、</b> 年2度、各シーズン前に、ライセンシーまたはそのサブライセンシーがその時点で製造中の許諾製品の各アイテムの見本を、無料で、ラベルおよび包装とともに、 <b>ライセンサーに送付するものとする。</b>  |
| 正誤          | 451頁13行目<br>例文327（和訳）    | …金額を、 <b>ライセンサー</b> が承認する宣伝計画に従って、…  | …金額を、 <b>GENE-SABASA</b> が承認する宣伝計画に従って、 <b>許諾製品の…</b>  |
| 正誤          | 452頁5行目<br>例文328（和訳）     | 見本と計画書は…   | 見本と <b>宣伝</b> 計画書は…  |
| 正誤          | 455頁2～9行目<br>例文329（和訳）   | 第__条 <b>記録と帳簿</b> 、報告と検査<br>1 ライセンシーのNATSUMIX（以下「 <b>ライセンシー</b> 」）は、許諾製品の製造、販売、使用およびリースした数量と、ライセンサーのGENESABASA（以下「 <b>ライセンサー</b> 」）に対して支払わなければならないランニング・ロイヤルティを証明するために、十分に区分され、詳細な、英語で記載された完全で正確な記録と帳簿を <b>自ら作成し、保存し、また（サブライセンシーをして）作成し、保存せしめなければならない。</b> | 第__条 <b>帳簿と記録</b> 、報告と検査<br>1 ライセンシーのNATSUMIX は、許諾製品の製造、販売、使用およびリースした数量と、ライセンサーのGENESABASAに対して支払わなければならないランニング・ロイヤルティを証明するために、十分に区分され、詳細な、英語で記載された完全で正確な記録と帳簿を保存し、また保存せしめなければならない。                         |
| 正誤          | 456頁14～20行目<br>例文330（和訳） | 1 本契約第__条に規定するライセンサーの検査の結果、10%を超える（ <b>ロイヤルティ</b> ）支払不足が判明した場合には、ライセンサーがかけた検査費用はライセンシーの負担とする。<br>※第1項第2文の和訳は割愛。<br>2 <b>いずれの場合も、（ロイヤルティ）</b> 支払い不足額が____%を超える割合である場合には、ただちに支払い不足額を年率14%の金利を付して支払うものとする。  | 1 本契約第__条に規定するライセンサーの検査の結果、 <b>ライセンシーによる</b> 10%を超える <b>支払い</b> 不足が判明した場合には、ライセンサーがかけた検査費用はライセンシーの負担とする。<br>※第1項第2文の和訳は割愛。<br>2 支払い不足額が____%を超える割合である場合には、 <b>ライセンシーは</b> ただちに支払い不足額を年率14%の金利を付して支払うものとする。 |